2023年度
第2回業務委員会
資料№1-7

項目毎の委員・オブザーバー意見

黒字：第 26 回、青字：第 27 回、緑字：第 28 回、赤字：第 29 回、茶字:第 30 回

類型	委員意見概要	オブザーバー意見概要
全般／横断的意見	● 都市ガスカーボンニュートラル化の手段は現段階ではいずれも可能性があるため、どれもが進展するよう助成することが重要。今の段階では、いずれも排除しないことが重要であり、コストがかさむ技術もあると思うが、各技術が進むようコストの差を埋めるような補填方法も考えていただきたい。上流の問題もバランス良く考えていただきたい。【第 26 回草薙委員】 ● 事務局が示した 5 つのカーボンニュートラルの方策に取り組むのがより現実的と思うが、5 つの間のウエイト付けはどこかのタイミングで見通しを持つ必要あり。今後投資を行っていくにあたって、どこかのタイミングである程度見通しを立てる必要がある。【第 26 回橘川委員】 ● 今後の政策決定に関して、研究開発への補助・援助、設備投資への補助・援助という双方の援助が必要。【第 26 回橋本委員】 ● 一定の時期、一定のタイミングで競争促進政策が必要。合成メタンと水素といったエネルギー間の競争と、例えば合成メタン内といった単一エネルギー内の競争があり、両方が重要。エネルギー間の競争が棲み分けにつながり、エネルギー内の競争はコスト削減や技術革新につながっていく。特に後者については、可能な部分で競争を導入していくことが望ましい。【第 26 回橋本委員】	● 日本のエネルギー全体の脱炭素化に向けてガスの脱炭素化は極めて重要。脱炭素技術の社会実装に向けては、現時点で技術的ブレークスルーが必要な分野が多々あると認識。引き続き、官民一体で技術開発・実証を強力に推し進めることが肝要。技術の早期実現・拡大につなげるには、事業の予見性が確保できることが重要。今後の議論においては、合成メタン、バイオマス、水素利用といった脱炭素化の手段それぞれが直面する課題の解決に資する形で制度、規制、インセンティブなどが明確化されることが望ましい。【第 26 回経団連・小野オブザーバー】 ● 電力もガスも基本的には同じような構図であり、3 つの重要な柱がある。1 つ目の重要な柱は、エネルギーセキュリティーの確保。2 つ目の重要な柱は、公正な競争環境の下、全てのお客さまが多様なガスの選択ができること。3 つ目の重要な柱は、カーボンニュートラルへの対応。エネルギーセキュリティーの確保とカーボンニュートラル化の推進の両立をどうしていくかが、大変重要な視点。【第 26 回東京電力 EP・結城オブザーバー】 ● バイオガスや CCUS などの炭素循環技術の他、水素の直接利用などカーボンニュートラル化の手段の多様化が重要。【第 26 回電事連・佐々木オブザーバー】

	● 補助金の導入等にあたっては、経済の原則に従って財源を考慮しなければならない。費用や便益を広く捉えて、外部効果が大きい場合は税金が望ましく、当事者あるいは関係者の利益が大きくなる場合は受益者負担が望ましく、利益が将来に広くわたるのであれば公債がよい。【第 26 回橋本委員】 ● 水素導管とガス導管の在り方についてもあらかじめ検討しておくべき。【第 26 回橋本委員】 ● カーボンニュートラル化の手段・現状整理のブラッシュアップを図るべく、今後幅広い議論を進め、これら手段を促進するための制度・規制・経済インセンティブ・支援等についての方策が適切なタイミングで講じられるよう期待。【第 26 回又吉委員】 ● 消費者はガスの安全が気になるので利用者の不安を取り除くような進め方をお願いしたい。【第 26 回大石委員】 ● 日本の制度を検討するにあたって、バイオメタン、合成メタン、さらには水素において、それぞれヨーロッパではどのような競争促進策や規制がされているのかということについて知っておくべき。【第 28 回武田委員】 ● 欧州と比較して、日本は e-methane 一本にかけている印象。日欧で状況が異なるから検討しなくて良いということではなく、次期エネルギー基本計画に向けて現実的なガスの全体の脱炭素戦略を考えていく必要がある。【第 28 回橘川委員】 ● 橘川委員がおっしゃったことに賛同。バイオガスやバイオメタン、それから合成メタンや水素などなど、要するに都	● 都市ガスのカーボンニュートラル化の手段として、現時点では選択肢を狭めずに幅広く導入促進の方策を検討するという方針に賛同。【第 26 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● 合成メタンを含め、ガスの脱炭素化にはそれぞれ技術的課題があり、時間やコストが相応にかかることが想定されている。既存インフラの活用可能性も踏まえつつ、水素など他の脱炭素エネルギーの動向もにらみながら、最もコスト効率的なエネルギー供給構造を目指すことが重要。【第 27 回経団連・笠井オブザーバー代理】 ● カーボンニュートラルを目指す中、ガスの脱炭素化は極めて重要であり、合成メタン、バイオメタン、水素利用といった脱炭素化の複数の手段を念頭に、引き続き官民一体で技術開発・実証を推し進め、早期商用化を目指すことに賛成。【第 27 回経団連・笠井オブザーバー代理】 ● 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて規制、支援一体で具体的検討を進めるという方針に賛同。６月の中間とりまとめで支援の方向性をお示しいただいた後に、引き続き、具体的な制度構築に向けた詳細検討を、スピード感を持って進めていただきたい。e-methane についても、水素・アンモニアにおけるファーストムーバーに対する支援を踏まえた支援制度の構築を検討いただきたい。【第 28 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● 政策支援だけを拙速に決定することなく、各選択肢について総合的に検討した上で必要な措置を講じていくことが国民負担・社会負担を最小限とすることに繋がるた

	市ガスのカーボンニュートラルを推進するためには全てに着目して、そして、生産量を伸ばさなければならない。まずは、規制と支援の一体型で今後具体的に検討を深めていきたいとの事務局の考え方に完全に同意。【第 28 回草薙委員】 ● ヨーロッパや電気の仕組みを参考にしながら、ガスについてもどのような制度や支援を行うべきか検討していくべき。また、スピード感を持って検討を進めることが重要。【第 28 回木山委員】 ● 政策をどのような時間軸で進めるかが重要。事務局には、時間軸と併せて政策を提示してほしい。【第 29 回小林委員】 ● IPCC の報告書は 2035 年に 65%削減に言及。2050 年だけを見るのではなく、2035 年までに何ができるか、今後の取組や政策的検討の加速化が必要。【第 29 回二村委員】 ● 需要家が環境価値を享受する仕組み作りや、国家間 CO2 カウントルール等の適切なルール整備、化石燃料との値差補填等の政策支援が重要と考える。【第 29 回草薙委員】	め、そのような視点での更なる検討をお願いしたい。【第 29 回東電 EP 結城オブザーバー】 ● 脱炭素化、カーボンニュートラルを進めていくに当たっては、ガス事業、電気事業の垣根を超えて、プロパンや油も含めたエネルギー分野全体で、総合的な視点を持って取り組んでいく姿勢が必要。本来あるべき姿としては、都市ガスにおいても、自由競争の下で各事業者が創意工夫を凝らしてエネルギーの脱炭素化に取り組み、その結果としてＣＯ２削減効果と経済合理性が両立するということが、顧客や社会から評価されて選択されることであり、エネルギーの自由競争に影響を及ぼす可能性がある国の政策支援は、必要最低限に抑制的に使われるべきではないか。【第 30 回東電 EP 結城オブザーバー】
需要家によるガスの選択・環境価値の享受	● 環境価値の認証・移転等の仕組みについては、電気の非化石証書などの制度を参考に、需要家のニーズ等を含め検討を行っていくべき。【第 26 回木山委員】 ● 都市ガスの選択肢として e-methane、バイオメタンが登場。都市ガスの環境価値を需要家にどのように伝えていくかが重要であり、そのような視点をガス事業者が持つべき。【第 29 回大石委員】	● 需要家がより環境価値の高いガスを選択できるような仕組みを設けることが重要であることに加え、DAC 等の技術革新を促進する観点から、バイオ由来のガスや DAC 由来の合成メタンの環境価値と、化石燃料由来の合成メタンの環境価値を差別化する必要があり、ライフサイクル全体における CO2 の起源が重要。【第 28 回電事連・佐々木オブザーバー】

		● バイオガス・バイオメタンの利用には、都市ガスの需要家にとっての利用促進に向けたインセンティブ設計も必要。例えば、電力のようにオフサイト PPA や非化石価値取引など、需要家の環境価値訴求につなげる工夫などについて官民での検討を期待。【第 28 回経団連・小野オブザーバー】
合成メタン一般	● e-methane には既存のインフラを活用できトータルコストの削減にも大きな利点がある。【第 26 回小林委員】 ● e-methane はこれまでの LNG のように産地や成分によって基地内のロールオーバーの可能性を心配しなければならないといった可能性も著しく減ると思う。このことも e-methane の有利な点とみて、積極的に国内外の流通の強化を目指すべき。【第 27 回草薙委員】 ● 国外で日本の技術を用いてメタネーションを実施するのであれば、産ガス国は引き続きメタンを輸出することができ、従来通り国家間の友好な関係を維持できる。産ガス国に日本の技術で従来の化石燃料の輸出という構造から脱出してうまく e-methane を液化して輸出できるようにする。こうしたことに最初の段階から国家間協力をすることが理想。適宜海外発の技術による液化 e-methane の輸入も、日本として進めることはエネルギーセキュリティー上、良いことである。【第 27 回草薙委員】 ● 世界に先駆けてｅ－ｍｅｔｈａｎｅを始めている、プロジェクトをやるというのは重要であり、だから世界をリードする新たな産業を起こす可能性も十分あるわけだが、世界に先駆けている、日本が進んでいるというのは、日本が非	● カーボンニュートラル実現に向けて、ガスの役割は引き続き重要と考えているので、需要側、供給側一体となって合成メタン導入に向けて、具体的に動き出すためにも、事業の予見性が高まるような支援策の検討を現在進行中のプロジェクトの時間軸と合うようにお願いしたい。【第 27 回 INPEX・山本オブザーバー】 ● 合成メタン推進には、既存インフラを変更なく使えるメリット、大量生産実現の可能性、国内に立地する産業需要家の熱需要の脱炭素化の実現とそれによる国内産業競争力の強化など多面的に意義がある。将来のガスのカーボンニュートラル化の道筋を示すことは、他の燃料からのガス転換を後押しするので、導入実現に向けて製造技術開発への支援、値差補填の支援、利用に関わる制度等の整備の議論を並行してタイムリーに進めていただきたい。【30 回 INPEX・山本オブザーバー】

	常に優れた取組をしている、日本の業界がすごく優れた取組をしている可能性もあるが、他の国は、その可能性があまりにもばかばかしいと思ってあんまり力を入れていない可能性もある。ガス業界は、初期の段階を成功させて、本当に世界をリードする価値のある、産業政策上も価値のあるものだということを早急に示していかなければいけない。そのために、できるだけ早く成果を出し、合理的なコストでできるということ、その見込みがあるということを実績で示していくことが重要。産業政策上の意義を書き込むということは、業界にとって大きな後押しになるが、大きな責務も負っていることは十分認識する必要がある。【第 30 回　松村委員】	
合成メタンの技術開発	● メタネーション技術開発に関しては、サバティエと革新的メタネーションの双方の技術開発に関して、並行して政策的サポートが必要。事業の初期段階というのは、事前に補助金を導入して、技術開発していただくのが望ましい。【第 27 回橋本委員】	
合成メタンに係る制度等の明確化	● 制度設計の明確化、e-methane を導入することによってどういったメリットがあり、どういうことができるのか、できないのかというある程度の見通しがないと資金を投資できない。そういったことを明確化することで、様々な事業者から関心を持ってもらえるので、あまり複雑化しない形でクリアな制度を作ることが重要。【第 27 回木山委員】 ● 支援と制度の明確化・見通しがつかないと、事業者も踏み出せないと思う。国際的なところもあり、我が国だけでは難しいところもあるかもしれないが、可能な範囲で、制度	

	設計は速やかに議論を進めて、明確化することが重要。【第 30 回 木山委員】	
合成メタンの導入支援	● 電力だけではなく、ガス体エネルギーも将来にわたって重要。工業、製造業等においても必要との意見が多数。ガス体の脱炭素の遅れは否めないが、今後、着実に電気とガスの脱炭素化を図ることが肝要。バランスをとるためには、価格差の補填や経済的な方策も有効。【第 26 回小林委員】 ● 水素については既に複数の支援制度の具体的検討が進んでいると認識。合成メタンは検討ステージが劣後しているのではないか。川上のバリューチェーン構築に係るファーストムーバーの投資判断を後押しするためには何らかのサポートの枠組みが早期に導入されることが望ましい。時間軸を考慮した議論・検討が求められる。【第 26 回又吉委員】 ● e-methane と LNG との価格差には常に注目すべき。まずは e-methane と LNG の価格差を踏まえた値差補填の仕組みを構築すべき。そのような支援の下で、早い段階から e-methane への投資が進むようにしていき、脱炭素化にドライブをかけ、メタネーション設備の大型化、高効率化、再エネ電力コスト最小化を梃子にして、製造適地の確保といったことも併せ、製造コスト低減を狙うことが有益。【第 27 回草薙委員】 ● e-methane を含む合成燃料については、当面値差補填の対象にならないという方向が打ち出されつつあるが、オンサイトメタネーションの場合、化石燃料由来であってもカーボンがリサイクルするので、値差補填の対象にすべき。そ	● e-methane については、ガス業界のみならずさまざまな企業が海外での FS や研究開発、国内実証に取り組んでいるところであり、需要側、供給側一体となってこうした気運を高めていくことが非常に重要。また、具体的な海外でのメタネーションのプロジェクトも顕在化しており、これを進めるためには 2025 年には事業者の FID が必要。事業予見性を高め投資を呼び込む観点からも、e-methane の導入促進策についてこの WG で具体的な検討が進んでいくことを期待。【第 26 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● 2030 年に事業開始を見込むファーストプロジェクトとして、事業者がアメリカでの事業検討を進めているが、これを進めていくためには、事業の予見性が非常に大きな要素となる。実現に向けて、2025 年に予定されている投資意思決定までに CO2 カウントルールの整備、環境価値移転の仕組みの構築、経済的な支援の仕組みの構築が必要。経済的な支援の仕組みの構築については、脱炭素エネルギー間の公平性の担保及び適切な競争を通じたコスト低減の観点が不可欠。【第 27 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● e-methane の社会実装に向けては、遅くとも 2025 年上期までには商用化支援制度の確立の見通しが立っていることが必要。導入から普及拡大の段階においては、水素・アンモニアと同じように値差支援が不可欠。特にファーストムーバーについては日本発の新たな産業創出する役

	うしないと、日本の製造業は世界の競争力に立ち遅れることになる。【第 27 回橘川委員】 ● e-methane を含む合成燃料について、値差補填の対象とならない、アンモニアなどに比べて冷遇されるというのは変である。しかし、アンモニアも同じだと思うが、値差補填というのは短期的な政策。化石燃料と最終的にある意味同じくらいの価格にするというのは、値差補填などのサポートなしにも競争できる水準に持って行くことが基本的な目標である。【第 27 回松村委員】 ● e-methane の製造コストを下げるためには、まず製造設備のイニシャルコストへの支援、製造装置のランニングコストへの支援が重要。ランニングコストの支援において技術の競争を促すような仕組みがあっても良い。工業的に e-methane を使うのであれば、使用した CO2 回収をもっと積極的に取り入れ、それに対して優遇策を整えるといった複合的な方法によって値差補填の仕組みを推進・適切な形にすることが考えられる。【第 27 回小林委員】 ● 値差補填の仕組みがなければ e-methane の導入は進んでいかないため、いろいろな形があり得るとは思うが、基本的な経済的補填をしていくことは必要。制度設計の際には複雑化しないクリアな制度を作ることが重要。【第 27 回木山委員】 ● メタネーションの技術開発について、ファーストムーバーによる大規模な事業投資を後押しする環境が整っていることが重要だが、投資判断を後押しするための施策的対応については、値差支援が一番重要。これに加え、水素製造、	割を果たすことから、ＧＸ推進上の意義が高く、事業リスクの高さにも配慮した支援が必要。中間とりまとめ以降、速やかに制度検討に移行する必要がある。【第 29 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● 水素・アンモニアの支援については、ＣＯ２の排出量低減の確約や経済的に自立する見通し等が評価項目として設定されていることも踏まえ、合成メタンに政策支援を具体的に進めていくのであれば、他のエネルギー源との公平な基準・フェアな基準で税金の使い方が必要最小限に収まるように検討を進めていただきたい。【第 30 回東電 EP 結城オブザーバー】 ● ファーストムーバーへの商用化支援を通じて、早期に大規模プラントによるｅ－ｍｅｔｈａｎｅ製造を実現することで、量産技術の確立や技術規格の標準化を主導し、メタネーション技術の早期産業化が期待でき、市場が拡大していく中で、日本の技術が世界を牽引するチャンスが生まれるものと考えている。加えて、熱の脱炭素化を必要とする産業用需要家に対して、世界に先駆けて日本でｅ－ｍｅｔｈａｎｅを供給することで、熱需要のシームレスな脱炭素化への道筋を早期に示し、国内産業の海外への流出を防止することが可能になり、産業界に対して雇用の維持や設備更新費用の抑制といったメリットを提供することが我が国の産業競争力の維持、拡大につながるものと考えている。ＣＯ２カウントルール整備は、実際のプロジェクトがなければ、国際的なルールメイクを主導することはできない。いち早く取り組むことで、

	再エネ電力コストの低減を促す制度の整備、需要家側の合成メタン導入促進を促すための燃焼時の CO2 カウントルールの整備が重要。【第 27 回又吉委員】 ● 大規模な事業投資が必要な段階になると、FIT のような事後的に価格等に費用を上乗せして、投資資金を回収する制度が望ましい。しかし、FIT のような制度というのは、都市ガスの場合は利用者が国民全員ではないので、その点にも注意して制度設計を検討する必要がある。【第 27 回橋本委員】 ● 合成メタンの燃焼時に CO2 が排出されないと整理する場合、合成メタンを製造する際の原料 CO2 の排出を計上する必要があり、その場合、高い値段で原料 CO2 を買うことになるが、こうしたコストを認識しつつ、長期的に自立できることが前提でなければならない。後から「認識していなかった」ということは許されない。また、合成メタンは、CO2 を排出しないと整理するなら、その環境価値の分、化石燃料よりも高い値段で売れるはずであり、「合成メタンと化石燃料の価格差を補填する」というのは、制度設計として矛盾している。環境価値分は支援から減額されるべき。主張に一貫性がないと国民や消費者の不信感を生む。一貫性のある制度設計とすべき。【第 29 回松村委員】 ● G7 において e-methane を含むカーボンリサイクル燃料利用が脱炭素の解決策として重要と初めて整理されたことには留意が必要。e-methane の製造に係る上流側のファーストムーバーの事業予見性を担保する支援の早期整備が重	日本の国益に資するカウントルールの確立に貢献が可能と考えている。ＧＸを推進する上でｅ－ｍｅｔｈａｎｅのファーストムーバーを支援する意義は非常に大きい。【第 30 回 日本ガス協会早川オブザーバー】

	要。また、時間軸も考慮した制度整備が重要。【第 29 回又吉委員】 ● アンモニア、水素に比べて合成メタンが劣後する理由が分からない。合成メタンが低炭素化に資するということをちゃんと示せという要求はもっともだと思うが、アンモニアに関してもそれほど確実というわけではない。本当にかっちりと検証するのかについては少し疑問に思っている。いずれにせよ、合成メタンのハードルだけが上がるというのではなく、合理的に、同じようなものに見込まれるものには、同じように補助されるというのが貫徹するような全体の制度設計になることを期待。【第 30 回 松村委員】 ● 支援の在り方を早期に明確化することも重要ではあるが、他方で、支援ということであれば、当然、それを誰かが負担しなければいけないということ。あまり支援、支援といって、支援過大になることも望ましくない面もある。最終的には 2050 年のカーボンニュートラル化を目指すということだと思うので、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けてどういった枠組みがいいのかを今後具体的に検討できればよい。変に支援を与えて、逆にカーボンニュートラルが進まないことがあっては本末転倒になるので、そういった視点も持ちながら議論を進めることがよい。【第 30 回 木山委員】	
合成メタンの利用等に係る CO2 排出	● 合成メタンの実用化・社会実装に向けた生産技術を確立するにあたっては、国内外の制度・ルール等の調整が必要になるため、前広に検討を行っていくべき。【第 26 回木山委員】	● 合成メタンを含むカーボンリサイクル燃料の利用に伴う CO2 排出に係る制度やルールを整備することは、都市ガス分野の脱炭素化のみならず、CO2 排出産業の脱炭素化につなげるためにも重要。国内での取り扱いの整理に加え

の取り扱い	● e-methane の活用については、工場などでローカルでの CO2 回収はネガティブエミッションになるので、回収とセットで導入促進を図る方策もある。【第 26 回小林委員】 ● JCM による二国間クレジットをどのようにしていくかも課題。途上国が対象の JCM の枠組みには、合成メタンの相手国は対象に入りにくい。【第 26 回橘川委員】 ● 従来の JCM の枠組みだと、二国間クレジットは主として発展途上国を対象に進めてきたので、この枠組みは使えない。また合成燃料の中で、e-methane に関してヨーロッパのガス業界はそれほど熱心では無く、50 年に水素供給をすればよいと考えていると思われるので、ヨーロッパを説得するのに時間をかけるよりは、まずアメリカと二国間で始めることが非常に重要。【第 27 回橘川委員】 ● CO2 回収、排出のカウントというのは、おそらく 20 年、30 年あるいはそれ以上にわたって継続的に行われていく可能性が高いので、CO2 回収、排出のカウント、CO2 削減のインセンティブ設計というのは分けて考えるべき。CO2 削減のカウントについて、帰属する企業や量をできるだけ正確にすべきで、CO2 の回収や e-methane 製造コストを負担した側に CO2 削減のカウントをすべき。CO2 削減のダブルカウントを認めると、政策的には長期にわたるものなので、途中で政策変更する際に、その政策変更が難しくなる可能性があるため、あまり望ましくない。【第 27 回橋本委員】	て、海外で製造した合成メタンを輸入する場合のルールの整備を含め、国際的なルール作りを主導するという観点で、政府と関連業界が一体となって取り組んでいただきたい。【第 26 回経団連・小野オブザーバー】 ● 合成メタンは水素と異なり燃焼時に CO2 を排出することから、利用時の CO2 排出に係るルール整備が最も重要な課題と認識。仮に回収側に CO2 排出を計上する場合においても、回収側に十分な誘因が働くための補完的な仕組みの制度設計が重要であり、早期の検討が必要。一方で、リスク対応という観点では、万一、日本の CO2 排出として計上するという国際ルールとなった場合にどのような対応が可能かということを検討・検証することも必要。【第 26 回電事連・佐々木オブザーバー】 ● CO2 の取り扱いについて、個々の回収者や利用者のレベルでの取り扱いについては、国のインベントリの計算と切り離して考えられるものだとすると、回収者・利用者双方で CO2 の活用と排出削減のインセンティブが最大化されることが重要。ただし、国際的な議論の状況を十分に踏まえて、必要に応じて整合性を取っていく必要がある。【第 27 回経団連・笠井オブザーバー代理】 ● 合成メタンは燃焼時に CO2 を排出するので、CO2 排出に係るルール整備が最も重要な課題と認識。国内のルール整備においては、CO2 の供給者と合成メタンの製造者、最終利用者の 3 者にそれぞれインセンティブが働くような制度設計が不可欠。現時点では、大量生産には海外メタネーションが現実的と認識しているが、海外メタネーショ

		ンに関する投資の最終意思決定は国をまたぐ場合の CO2 カウントの整理に大きく左右される。2030 年に 1%注入という目標達成に向けて 2025 年頃までに投資決定を行う必要があるとされているので、CO2 カウントに関する国際ルールの整備について具体的な期限を設定した上で調整することが重要であり、日本が国際ルール作りを主導する観点からも、引き続き国と関連業界が連携して取り組むことが重要。【第 27 回電事連・佐々木オブザーバー】 ● CO2 のカウントルールについては、官と民の役割を明確にしたうえで、関係省庁間で連携して、各種国内制度やルールへの反映、整理を進めていただきたい。国内の CO2 カウントルールについては、関係者それぞれにインセンティブのある形で取り組みことが重要。国家間の CO2 カウントルールについては、民間の力だけでは難しい面もあるため、省庁で連携しながら、進めていただきたい。【第 27 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● 合成メタンの利用拡大に向けては、CO2 回収者、利用者双方にインセンティブが働くことが重要。温対法ＳＨＫ制度はもちろんのこと、サプライチェーン評価では既にデファクトとなっているカーボンフットプリントや、ＧＨＧプロトコルにおける取扱いが、合成メタン利用拡大に資するよう、必要に応じた修正・対応が必要。国内メタネーションの取扱いに関する整理に加え、海外で製造した合成メタンを輸入する場合のルールの整備も不可欠であり、国際的なルールづくりを主導するという観点で、

		政府と関連業界が一体となって取り組むべき。【第 30 回経団連・小野オブザーバー】
その他（合成メタン関連）	● e-methane については、当初は国内では値段的に難しいと思うが、エネルギー自給率の関係から国内での生産を目指して欲しい。【第 26 回大石委員】 ● 都市ガス以外の発電やオンサイトメタネーションといった周辺市場についても検討の対象にした方がよいのではないか。【第 26 回橘川委員】 ● 都市ガスの脱炭素化技術の中で最も重要視されているのはメタネーションに他ならず、都市ガスの主成分であるメタンを人工的に合成することを中心にした、私たちの未来に大きな影響を与える技術になることを一般の方々に幅広くお知らせする必要がある。【第 27 回草薙委員】 ● メタネーションに関しては、時間軸で考えると大きく２つに分かれる。まず、都市ガス利用の方で考えると、45MJ を 40MJ に一気に下げるタイミングが 2045 年。一方、オンサイトメタネーション、鉄鋼も含め、工場等で出る CO2 を回収して、そこからメタネーションをやる話は、もっと足が早い。特に製造業の場合は、20 年代半ばくらいから対応する必要がある。したがって、この時間軸を分けて、特にオンサイトメタネーションに対する対策を急ぐ必要がある。【第 27 回橘川委員】	● 合成メタンは既存のネットワーク利用が前提であるが、今後、合成メタンの利用について議論していく際には、全てのお客さまが安心してガスを使用できるよう、消費機器への対応も含め総合的に検討を進めていただきたい。【第 26 回東京電力 EP・結城オブザーバー】 ● カーボンニュートラルへの対応と産業競争力の強化を両立させる観点からは供給側だけでなく消費機器のイノベーションが必要。合成メタンの導入によって現在よりも都市ガスが低熱量化していく場合でも、幅広い熱量に対応出来る消費機器が開発されれば、供給側の投資を最小限に抑えながら消費機器でのエネルギー有効活用が可能となる。将来的な都市ガスの熱量制度に関しては 2030 年に確定する方針となっているが、その確定に当たってはそのような点や過去の熱量バンド制の議論でも申し上げた安定供給の向上といった点も踏まえていただければ幸い。【第 27 回東電 EP・佐藤オブザーバー】 ● 安定的な調達に向けては、再生可能エネルギーが安価な海外での e-methane 製造が大きな役割を担っていくものと考えている。【第 27 回ガス協会・早川オブザーバー】
バイオメタン一般	● バイオガスにしっかり注目すべき。【第 26 回草薙委員】 ● 一般廃棄物のバイオマスを活用したバイオメタン製造の推進については、廃棄物行政にも大きな影響を与えるので早	● バイオマスの利用は、都市ガスのカーボンニュートラル化のみならず、エネルギーの安定供給や自給率の向上、また多様なエネルギーの選択肢確保の観点から重要。加えて、温室効果ガス排出係数の大きいメタンの大気放出

	めの関係者間調整を図っていくことが良い。【第 26 回小林委員】 ● バイオガスについては、発電用と都市ガス用どちらが合理的かといった議論がまず行われるべき。もし都市ガスとして使う方がより合理的なら、FIT 制度等への働きかけをガスの方からもすべき。【第 26 回松村委員】 ● バイオメタンの場合、日本で可能性が高いとすれば下水汚泥によるメタンだと思うが、実際として今日本での下水汚泥によるバイオメタンがどれくらいの可能性を持っているのか、日本の現状をもう少し知りたい。【第 27 回大石委員】 ● 2050 年断面におけるバイオメタンの比率をもっと高めていくべき。【第 28 回草薙委員】 ● 簡易保管にするとメタンガスは多く出るということで、これをこのまま大気中に放出することを極力避けて、これをバイオガスとして無駄なく利用するということが有益。【第 28 回草薙委員】 ● 改めてバイオガス・バイオメタンというのを位置づけて、分散型でどのようにできるかというのを考えてみることは非常に重要。【第 28 回二村委員】 ● 安定的に供給できるのであれば、バイオマスの処理施設の区域内、もしくは近郊の都市ガス事業者と連携して、可能な限りバイオメタンというのは活用すべき。ガスにおいてもバイオガスに対して政策的なサポートを行う場合は電気とガスの住み分けが必要。【第 28 回橋本委員】	を防げるという観点からもエネルギーとしての評価以上の効果がある。【第 28 回経団連・小野オブザーバー】 ● バイオメタンは、温室効果が（CO2 の温室効果の）二十数倍であるガスを無害化するという大きな効果がある。当然、国全体での GHG 排出量にも反映できる。この点が制度上評価されれば、バイオガス・バイオメタン導入促進にもつながるのではないか。【第 30 回 経団連・小野オブザーバー】

	● 有機物、廃棄物の分解によって、大気中に放出されるメタンは、ＣＯ２以上に温暖化効果が強いので、有効活用する必要がある。バイオメタンの環境に対する効果をできるだけ正確に把握し、かつ国内でどれぐらいのバイオメタンが発生しているかを調べて、バイオメタンのクレジット化等も考慮しながら有効に活用していくべき。【第 30 回橋本委員】	
バイオメタンの導入支援	● バイオガスを火力発電に使用するのと同等の経済的優位性を都市ガスとしての利用形態にも与えるということが、理念的にも考えられる。そのために追加的な施策を講じることについて賛成。【第 28 回草薙委員】 ● バイオメタンは、地産地消という概念に親和性がある。自治体が主導して LNG 由来のガスを念頭に置いた値差補填を行うことは、自治体にとっても企業誘致や雇用などの観点から目玉の施策になる可能性がある。【第 28 回草薙委員】 ● 製造されたバイオメタンを都市ガス向けに切り替えるインセンティブを与えることが合理的。【第 28 回草薙委員】 ● 大手 3 社のバイオガスの購入契約期間は 5 年や 10 年を上限としているが、投資インセンティブの観点では、より長期の買取期間を設定すべき。【第 28 回草薙委員】 ● バイオメタンは大幅な技術革新や大幅なコストダウンができないのであれば、政策的サポートとして総括原価方式や託送料金への上乗せ、あるいは FIT/FIP のような制度が望ましい手段の一つと考える。【第 28 回橋本委員】 ● FIT の売電以外のバイオメタンの利活用を進める上で、何が課題なのか、促進のためにどういった政策的なサポート	● バイオガスについては、地方のガス会社などで脱炭素化に向けた取組・検討を進める中で関心を持つ事業者が増えてきている。バイオガスは地域的な偏在性があり、現時点では自家消費や発電で利用されるケースが多いのが現状であるが、地方自治体などと連携したエネルギーの地産地消、地方都市における都市ガスのカーボンニュートラル化実現の重要な手段であり、引き続きバイオガスの導入促進策についてもご検討いただきたい。【第 26 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● バイオマスは発生源や地理的条件などに制約もあることから、全国大で利用を進めていくためには環境価値を移転取引する仕組みが必要。さらなる利活用に向けては、需要家がその環境価値を享受できるように、事業別、メニュー別排出係数の措置に加え、クリーンガス証書のＳＨＫ制度をはじめとした公的制度への適用も重要であるため、環境省と連携しつつ御検討をお願いしたい。【第 28 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● バイオガス・バイオメタンの都市ガスへの利用促進については、コスト負担が最小となり、更に効果が最大とな

	が必要なのか、といった点を改めて検討する必要がある。【第 28 回男澤委員】 ● FIT に対応するための値差補填や大規模な補助金を措置する場合、日本全国のガスの消費者の負担で特定の地域で生産されたバイオメタンを支援することになるが、FIT との横並びで考えるのであれば、それが日本全体の利益になるという説明が必要であり需要家と供給者のバランスを取った議論を行うことが重要。【第 28 回松村委員】 ● バイオガスには CO2 などが含まれているため精製する必要があり、さらに熱調して圧力を加えて接続するコストもかかる。そういったコストに対して何らか支援をするということが今後のバイオガスの発展に必要。【第 28 回小林委員】	るよう、エネルギー業界全体で経済合理性などを総合的に評価した上で、部分最適になることを避けながら、一歩ずつ慎重に展開していくことが大切。【第 28 回東電 EP・結城オブザーバー】
高度化法／RPS 等について	● 高度化法の対象事業者は大手 3 社だが、日本ガスや北陸ガスの事例もある中で、なぜバイオガスの義務が大手 3 社にだけ課されているのか。むしろ地方ガス会社のほうがバイオメタンとの相性がいいのではないか。【第 28 回橘川委員】 ● 電気は FIT/FIP に先立って RPS があった。RPS は、適地を多く抱える事業者もそうでない事業があることは十分考えた上で、適地がないところに関しては証書を買ってくることで、適地でたくさん導入してくれた事業者に対して実質的に補助する仕組みが電気ではあったはず。RPS に近い発想であれば、規模の小さな事業者も含めて入れられると思う。さらに、RPS という発想であれば、例えば、特定の地域でバイオガスを多く入れられた時、そのコストの一部が	● バイオガス資源の賦存地域と高度化法対象の都市ガス事業者のパイプライン網とは必ずしも一致しておらず、むしろ地方ガス事業者のほうがアクセスしやすい。バイオエネルギーの最も効率的な利用は地産地消であり、高度化法の対象を地方ガス事業者にも拡大することはバイオガス利用拡大の一助となるのではないか。かかる取組をガス事業全体で支える観点からは、松村委員から指摘があったように、事業者に対して一定量を利用する数値目標を示す RPS のような制度を導入することが望ましい。【第 28 回経団連・小野オブザーバー】 ● バイオマスは発生源や地理的条件などに制約もあり、全国大で利用を進めていくためには環境価値を移転取引する仕組みが必要であるため、関係省庁とも連携しつつ、

	バイオガスを入れる割合の比較的低い大都市の消費者の負担である程度賄う。それは、その地域のためだけにバイオガスを入れているのではなく、バイオガスを入れること自体は、社会的に、日本全体に大きな利益があることを認識すれば、そのような対応も十分合理的。その文脈で言えば、地産地消という言葉は正しい言葉であるし、それは推進されるべきことだが、この取組はその地域のためだけにやるだけなのではなく日本全体のためにやっている、日本全体に利益をもたらしていることもきちんと考えるべき。【第 28 回松村委員】 ● ガス版ＲＰＳも含めて、今後、促進策を検討いただきたい。補助金だとガス業界の負担ではないが、ＲＰＳや高度化法で対応するという場合には、ガス業界、或いはガス消費者の負担ということになる。ガス消費者に負担になるようなことは嫌で、補助金だけよこせということを言っていたら、本当に真摯な取組をする気があるのかを疑われることになりかねない。これだけ国の補助が必要だということを言う以上、ガス版のＲＰＳのようなものの検討は早急にし、実際にやらなければいけない。【30 回松村委員】	検討をお願いしたい。【第 28 回ガス協会・早川オブザーバー】 ● バイオガス発生地点と都市ガス網が必ずしも一致しないという特徴を考えれば、FIT 制度による固定価格買取よりもガス事業者の拡大手法にフレキシビリティを与える RPS 制度の導入が選択肢としては望ましい。このような仕組みであれば、経済合理的なバイオガスの地産地消を進めつつ、環境価値取引市場の活性化とともに、バイオエネルギービジネス全体の拡大も期待できる。【第 30 回 経団連・小野オブザーバー】
バイオマス・バイオガス利用の関係省庁連携・調整	● バイオガスの活用にあたっては、農水の食料、飼料、肥料でもバイオマスが利用されているので調整が必要。【第 26 回大石委員】 ● バイオ資源の活用については FIT との競合のみならず、肥料なども競合関係にあり、政府全体でバイオ資源を有効に利用する政策を再検討する必要がある。【第 28 回松村委員】	● バイオマスは、賦存量や地域的偏在性といったそもそもの課題に加え、ＦＩＴ制度の活用でより高い事業性が見込まれる発電向けに多くが利用されているのが現状今後バイオガス、バイオメタンの都市ガス利用をさらに進めていくために、省庁間で連携して検討を進めていただきたい。【第 28 回ガス協会・早川オブザーバー】

	● メタンの温室効果ガス効果が非常に高いということを考えると、メタンの拡散防止という意味合いも込めて官民協議会というものを経産省は考えないのか。【第 28 回橘川委員】	
水素関連	● 都市ガス導管に注入するのではなく、水素ガスパイプラインの拡充による水素供給を考えていくことが重要。水素社会の構築という大命題の中で大きな視点で議論していただきたい。【第 26 回草薙委員】 ● 水素にはメタンにない魅力がある。技術革新を誘発する潜在性があり、水素の直接利用の拡大についても方策を考えることが必要。【第 26 回小林委員】 ● 水素調達については、業界を含めて海外志向が相当強い。安価に、大量に調達することを考えると合理的だが、海外と国内の調達比率は、それぞれのコストに依存。国内グリーン水素のコストは、電力市場がどれくらい効率的になるかに決定的に依存。電力の改革がうまく進むことが、セキュリティの観点からも望ましい水素の国内調達に影響を与えるので、電力システム改革に対してガスからも積極的に発言すべき。【第 26 回松村委員】	
CCUS 関連	● CCUS と CCS についてはそれぞれの使い分けの見極めが必要。【第 26 回草薙委員】 ● CCUS については、CCU について、燃やすと二酸化炭素が出るからあまり意味が無いという議論にひきずられて、CCU が現実的でないと否定的に捉える必要はない。全体のシステムの問題であり、ガスの方でも CCU を軽視することがな	

	いように。CCS と同じように重要であり、どちらが効率的かで選ばれるもの。【第 26 回松村委員】	
クレジット関連	● カーボンクレジットの制度はわかりやすいシンプルな制度とすることが重要。【第 26 回草薙委員】 ● クレジットについては 2050 年までの過渡期に一定の役割を果たすのは既定路線だが、2050 年を超えても活用し続けるかは大きな選択。本来は、本当に二酸化炭素の排出ゼロがとても難しい分野のために森林等のマイナスエミッションを使うのが合理的。一方で、今後も LNG の長期契約を結ぶことを考える時に、CCUS が合理的コストで実現するかというリスクを考えると、クレジットという重要な選択肢を早々に捨てることで、長期契約がとても結びにくくなるという観点から、クレジットを重要な選択肢として残すことには意味がある。【第 26 回松村委員】	

2023年度
第2回業務委員会
資料№2

2023年7月5日

経過措置指定団地の2023年6月解除及び9月解除予定並びに12月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年4月	2023年6月1日	2023年6月1日見込（2023年4月生産動態統計BASE）			2023年9月1日	2023年9月1日見込（2023年4月生産動態統計BASE）			2023年12月1日	2023年12月1日見込（2023年4月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 −2.8%	*0* 0 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%	*0* 0 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−29 −16.5%	*0* 0 0 0.0%	*1* 574 9.0%	*3.7%* 22 2.6%	596 8.3%	*0* 0 0.0%	*1* 574 9.0%	*3.7%* 22 2.7%	596 8.3%	*0* 0 0 0.0%	*1* 574 9.0%	*3.7%* 22 2.7%	596 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−79 −44.9%	*1* *2* 1 5.6%	*52* 1,587 24.9%	*21.7%* 441 52.9%	2,028 28.2%	*0* *3* 0 0.0%	*49* 1,587 24.9%	*21.7%* 441 53.8%	2,028 28.2%	*2* *2* 2 18.2%	*49* 1,589 24.8%	*21.6%* 439 54.3%	2,028 28.2%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−4 −2.3%	*1* *0* 2 11.1%	*23* 553 8.7%	*15.4%* 101 12.1%	654 9.1%	*2* *1* 5 38.5%	*24* 558 8.7%	*14.7%* 96 11.7%	654 9.1%	*3* *2* 3 27.3%	*25* 561 8.8%	*14.2%* 93 11.5%	654 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−19 −10.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 273 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	273 3.8%	*0* 0 0.0%	*0* 273 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	273 3.8%	*0* 0 0.0%	*0* 273 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	273 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−30 −17.0%	*0* *0* 10 55.6%	*24* 814 12.8%	*17.7%* 175 21.0%	989 13.7%	*0* *0* 4 30.8%	*24* 818 12.8%	*17.3%* 171 20.9%	989 13.7%	*0* *5* 5 45.5%	*19* 823 12.9%	*16.8%* 166 20.5%	989 13.7%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−43 −24.4%	*0* *0* 0 0.0%	*9* 573 9.0%	*2.7%* 16 1.9%	589 8.2%	*0* *1* 0 0.0%	*8* 573 9.0%	*2.7%* 16 2.0%	589 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*8* 573 9.0%	*2.7%* 16 2.0%	589 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 −1.7%	*0* *3* 1 5.6%	*5* 330 5.2%	*5.7%* 20 2.4%	350 4.9%	*0* *2* 1 7.7%	*3* 331 5.2%	*5.4%* 19 2.3%	350 4.9%	*0* *3* 1 9.1%	*0* 332 5.2%	*5.1%* 18 2.2%	350 4.9%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	9 5.1%	*1* *0* 4 22.2%	*26* 1,123 17.6%	*4.7%* 55 6.6%	1,178 16.4%	*1* *1* 3 23.1%	*26* 1,126 17.6%	*4.4%* 52 6.3%	1,178 16.4%	*1* *3* 0 0.0%	*24* 1,126 17.6%	*4.4%* 52 6.4%	1,178 16.4%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	27 15.3%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 208 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	209 2.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 208 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	209 2.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 208 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	209 2.9%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.4%＞ −176 −100.0%	*3* *5* 18 100.0%	*141* 6,371 100.0%	*11.6%* 833 100.0%	7,204 100.0%	*3* *8* 13 100.0%	*136* 6,384 100.0%	*11.4%* 820 100.0%	7,204 100.0%	*6* *15* 11 100.0%	*127* 6,395 100.0%	*11.2%* 809 100.0%	7,204 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

2023年度
第2回業務委員会
資料№3

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　５　年　５　月　２　９　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和４年度第３四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和４年１０月から１２月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

（1）対象事業者・供給区域等
- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　８４事業者　１７７供給地点群

（2）事業者からの報告事項
対象となる事業者から令和４年１０月から１２月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

２．調査結果

（1）本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が1事業者（2供給地点群）確認されたため、その内容について検証・確認を行った。その結果、合理的でない値上げとは認められなかった。

（2）当該事業者以外の事業者については、本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかっ

た。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　池田
総合監査室長　伊藤
担当者：安原、牛島、齋藤
電　話：03-3501-1552（直通）

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　５　年　６　月　１　３　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和４年度第４四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和５年１月から３月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　８４事業者　１７１供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和５年１月から３月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

２．調査結果

本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、合理的でない値上げは認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　池田
総合監査室長　伊藤
担当者：安原、牛島、三橋
電　話：　03-3501-1552（直通）

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 5 年 6 月 2 6 日
電 力 ・ ガ ス 取 引 監 視 等 委 員 会

株式会社グランデータに対する業務改善勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項の規定に基づき、株式会社グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

株式会社グランデータ（以下「グランデータ」といいます。）は、令和4年5月1日付けで電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約23万件の需要家に対し、契約変更前に、携帯電話のショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。また、この変更について、約34万件の需要家に対し、電気事業法で交付が義務付けられている書面を交付していませんでした。

さらに、グランデータは、令和4年12月1日付けで電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の再変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約15万件の需要家に対し、契約変更前に、SMS などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。

これらに加えて、グランデータの委託先などは、電気の小売供給契約の締結の勧誘などを行った際、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いるなど、需要家の誤解を招く情報提供などを行っており、グランデータは、委託先に対する指導・監督が十分ではありませんでした。

当委員会は、需要家に対する説明が十分でなかった点について、本年4月27日付けで、グランデータに対して業務改善指導を行いました。その上で、当委員会は、本件に関する更なる調査を行い、その結果を踏まえ、本日、電力の適正な取引の確保を図るため、グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の概要

① 今後、需要家に対する説明方法及び社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
② 今後、契約締結後交付書面の不交付の原因となり得る事象を把握し、是正するための社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
③ 今後、電気の小売供給に係る供給主体並びに電気料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報提供を行わないよう、情報提供の方法及び委託先に対する指導・監督を含めた社内体制の改善など、必要な

措置を講じること。

④ 前記①から③までに基づいて講じた措置について、自社が電気の小売供給契約を締結している需要家に周知すること。

⑤ 前記①から④までに基づいて講じた措置について、令和5年7月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

業務改善勧告の詳細について

（本発表資料のお問合せ先）
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 池田
担当者：安原、山下、古田
電 話：03-3501-1552（直通）

2023年度
第2回業務委員会
資料№4

令和５年６月８日

ガス小売事業者　各位

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長

ガス事業法第15条の規定に基づき交付する書面における供給地点特定番号の記載について（通知）

一部のガス小売事業者において、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき交付した書面において、供給地点特定番号（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第14条第２項第４号に規定する供給地点特定番号をいう。以下同じ。）を記載していなかった事案が発生しました。

ガス小売事業者は、特定ガス導管事業者又はガス小売事業者が維持し、及び運用する導管により小売供給を行う場合であっても、法第15条の規定に基づく書面交付を行う際、ガス事業法施行規則第14条第２項第４号に基づき、当該交付書面に供給地点特定番号を記載する必要がありますので、改めて通知させていただきます。

また、ガス小売事業者が、特定ガス導管事業者又はガス小売事業者（自らが維持し、及び運用する導管によりガスを供給する者に限る。）（以下「ガス導管事業者」という。）から供給地点特定番号を通知されていない需要場所において小売供給を行う場合は、当該ガス導管事業者に供給地点特定番号の通知を依頼し、法第15条の規定に基づき交付する書面において、供給地点特定番号を記載してください。

以上

契約に当たっての説明・書面交付について

Ｑ＆Ａ

この資料は、平成 29 年 4 月 1 日施行の改正ガス事業法（以下、「改正法」という）による契約締結前の供給条件等の説明・書面の交付及び契約締結時の書面交付について、経済産業省に確認した内容をもとに、Ｑ＆Ａとして協会が独自に取りまとめたものです。

なお、問合せの状況等により、今後内容を更新する場合があります。このＱ＆Ａを更新する場合には、ホームページにおいてご案内いたしますので、適宜ご確認ください。

ホームページ：http://www.jcga-page.or.jp/

＜日本コミュニティーガス協会　業務部＞

平成 29 年 1 月 11 日作成
平成 29 年 4 月 11 日改訂

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

（Ｑ１－８）　協会作成の交付書面（一例）には料金を記載する欄があるが、そこに記載せずに別に料金表を配布しても問題はないのか。

ご指摘のように、交付書面と別紙にて交付することは問題ないと考えられるが、料金はあくまで交付書面に記載すべき内容であるので、別に記載しても必ず料金表を交付書面とセットで事前の説明時及び契約締結時に交付しなければならない。

（Ｑ１－９）　改正法により新たに出てきた「供給地点特定番号」とは何か。

「供給地点特定番号」は、ガスの使用場所を特定するための番号で、旧一般ガス事業において一般ガス導管事業者とガス小売事業者の保安責任分野が分担されることになったため、設けられたものである。

旧簡易ガス事業者は、緊急時の保安はもちろん、導管の漏えい検査からお客様への危険防止の周知まで一貫して保安責任を負うが、ガス小売事業者として同様に、契約締結時に交付する書面に、「供給地点特定番号」を記載しなければならない。

なお、「供給地点特定番号」については、新たに設ける必要はなく、また、番号の桁数や振り方等については特段の制約はないので、メーター番号やお客様契約番号など既に需要家に対して交付している番号で代用することが可能である。その場合、「供給地点特定番号」を他の番号で代用する旨を需要家に説明しなければならない。

追加：（Ｑ１－９－１）　協会作成の申込書（一例）に供給地点特定番号の記載欄があるが、社内システムにより契約締結時に番号が振れない場合、どうしたら良いか。

改正ガス事業法では「遅滞なく」交付することを求めているので、契約締結時に供給地点特定番号は、別紙や検針票にて案内することを需要家へ説明し、承諾いただければ別紙や当月のガス料金の検針票で案内しても問題ないと思われる。ただし、別紙や検針票の交付が2ヵ月先になるなど、「遅滞なく」の範囲を逸脱する場合は、問題と思われる。

また、供給地点特定番号を例えばお客さま番号等に読み替える場合は、その旨を事前に説明すべきであろう。

（Ｑ１－１０）　経過措置料金規制が課された団地のお客様にも供給地点特定番号を通知しなければならないのか。

改正法第15条において、供給地点特定番号を通知することが義務付けられているが、経過措置料金規制が課されている団地には、第15条は適用されないため必ずしも通知する必要はない。

なお、もし可能であれば、検針票等に記載することがよい。

（Ｑ１－１１）　媒介・取次ぎ・代理とは何か。

小売全面自由化により、ガス小売供給の契約に当たって、お客様との間に入って締結に尽力する媒介業者、取次ぎを行う取次事業者、ガス小売事業者に代わって締結する代理店を認めたものである。

詳細は「ガスの小売営業に関する指針」（案）P13をご確認頂きたい。

2023年度 第2回業務委員会 資料№5

地方創生臨時交付金（追加予算）を活用したLPガス料金対策

都道府県	追加予算		申請主体		名称	対象	受付期間	対象期間	補助額	予算	備考
	決定	検討中	事業者	需要家							
北海道	○		○		LPガス利用者緊急支援事業	家庭用		2023/7～9	2000円/戸	28.7億円	
青森県	○		○		LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業	一般家庭	7月	8月(9月検針)	3000円/戸	13億円	TVCM・新聞等で周知
岩手県	○		○		LPガス価格高騰対策費	一般家庭・業務用		2023/4/1 ～9/30計画	使用量により～5㎥:300円、～15㎥:500円、15㎥～1000円	13.25億円	LPガス協会が修正案を請願中
宮城県		○	○		LPガス料金負担軽減支援事業	一般家庭			800円/戸×3カ月 予定	13億円	6/14開催の議会でに提出予定
秋田県	○		○		燃料・物価高騰対策	ガス使用量が50㎥/月以下の一般般家庭等		8月～10月	1000円/戸×3カ月 予定	8.25億円	6/13開催の議会でに決定
山形県		○	○		LPガス価格高騰対策支援事業	一般家庭			クーポンを発行予定		6月下旬～7月上旬議会承認予定
福島県		○	○		原油価格・物価高騰対策	一般家庭			3000円/戸（案）	17.8億円	6/20開催の議会でに提出予定
茨城県	○		○		LPガス料金負担軽減支援事業	一般家庭	2023/2/10 ～3/20	2023/2～3	500円／1回のみ	3.77億円	
栃木県	○		○		LPガス料金激変緩和対策事業補助金 第2次LPガス料金激変緩和対策事業	一般家庭・企業	①終了 ②	①1～3月終了 ②8～9月	①32円／㎥、上限12㎥ ②2080円／戸（1980円／戸）		
群馬県	○		○		LPガス利用者負担軽減	一般消費者			2200円（1回限り）	11.37億円	事務費として１事業者2,000円支給
埼玉県	○		○		LPガス料金負担軽減補助事業費	一般消費者			2500円/戸	40.7億円	7/4・5説明会
千葉県	○		○		LPガス料金負担軽減支援事業	一般消費者			2400円/戸	23.4億円	5月補正予算案
東京都	○		○		家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業	一般消費者			3000円/戸	20億円	6/22・23・26説明会
神奈川県	○		○		ＬＰガス物価高騰対応支援金	一般消費者	7/1～	2023/7～9	2280円/戸		
新潟県	○			○	ＬＰガス高騰対策緊急支援補助金	中小事業者	①5/12～6/30 ②8月上旬予定		①令和４年度の連続する任意の8.5か月分のLPガス使用量×7.8円/kg(17円/㎥) ②60万円 ①②の低い方		
長野県											施設園芸セーフティネット構築事業
山梨県											施設園芸セーフティネット構築事業
静岡県	○		○		ＬＰガス料金高騰対策緊急支援事業費助成	一般家庭、事業所（工業用を除く）		2023/4～9月	500円/月・戸		
愛知県		○	○			一般家庭、事業所			2000円/戸	21億円	6月の臨時議会に提出
岐阜県	○		○		岐阜県LPガス負担軽減事業費	一般消費者		2023/1～9月	500円/月・戸、最大4500円	26.1億円	
三重県	○		○		ＬＰガス料金高騰対策事業支援金	一般消費者・事業者		2023/10～12月	1000円/月-戸	16.5億円	伊賀市は2023/11～2024/1でも可
富山県	○		○		ＬＰガス料金負担軽減支援事業	個人事業主、医療福祉施設		2023/1～9月	１契約当たり2,000円	4.96億円	
石川県	○		○		ＬＰガス利用世帯への負担軽減支援事業	一般消費者		2023/9・10月	1150円/月・戸（2300円/戸）	6.59億円	
福井県	○		○		電気・ガス価格高騰緊急対策給付金	福井県内に本社を有し、３条件を満たす事業者	2023/5/15～ 8/15	2023/4～6月	対象期間中の何れか１月の電気・ガス料金の合計額が、前年同月の金額比による。（1回のみ）		
大阪府	○		○		LPガス料金高騰対策支援事業費	一般消費者			3000円/戸	8.82億円	
兵庫県	○		○		LPガス利用者負担軽減	一般消費者		2023/8～10月	8･9月各1200円、10月1300円、計3700円/戸	17.7億円	
滋賀県	○		○		LPガス料金高騰対策支援事業費	一般消費者		2023/4～9月	上限440円/月・戸		
京都府		○	○		ＬＰガス価格高騰対策費	一般消費者			上限 3000円/戸	9.5億円	6月補正予算案
奈良県		○	○		物価・エネルギー価格高騰対策	一般消費者		2023/1～9月	400円/月・戸	6.73億円	６月１６日の県議会の本会議に提出
和歌山県	○		○		エネルギー・原材料・食料等高騰対策	一般消費者		2023/7～9月	1000円/月・戸（上限）	47.2億円	7/24・26に説明会
鳥取県	○		○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業	一般消費者			上限 3000円/戸	4.5億円	
島根県		○	○		ＬＰガス料金の負担軽減支援	一般消費者		8.5か月分	500円/月・戸、最大4250円	11億円	６月12日の県議会の本会議に提出
岡山県	○		○		ＬＰガス料金引き下げ助成	一般消費者		2023/7～9月	1000円/月・戸、最大3000円	15.01億円	
広島県		○		○		一般消費者			プレミアム商品券		６月23日の県議会の本会議に提出
山口県		○	○					2023/9～11月	1000円/月・戸、最大3000円	14億円	６月21日の県議会の本会議に提出
徳島県											
香川県		○			LPガス料金高騰対策				上限 3000円/戸	9.98億円	６月19日の県議会の本会議に提出
愛媛県	○		○		・ＬＰガス料金高騰緊急対策支援事業費	一般家庭・中小企業		2023/7～9月	一般家庭1000円/月、中小企業～50㎥/月:1000円、50㎥/月～:30円/㎥(上限10万円/月)		
高知県	○		○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業費補助金	一般消費者		2023/4～6月	1000円／月（3000円/世帯）		
福岡県	○		○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業費補助金	一般消費者		2023/4～9月	2000円/戸		
佐賀県		○	○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業費補助金	一般消費者		2023/9月	上限 3000円/戸	10億円	６月15日の県議会の本会議に提出
長崎県		○	○		LPガス価格高騰対策	一般消費者			上限 3000円/戸	9.56億円	６月15日の県議会の本会議に提出
熊本県		○	○			一般消費者		2023/1～9月	6000円/戸	16.31億円	６月6日の県議会の本会議に提出
大分県	○			○		一般消費者			プレミアム商品券	20億円	
宮崎県											
鹿児島県		○								27.62億円	６月14日の県議会の本会議に提出
沖縄県		○						2023/4～9月	300円/月（1800円）	11.25億円	６月13日の県議会の本会議に提出
	28	15									

動きが見られない行政　4

コミュニティーガス認知度向上ポスター＃３（案）意見集約

2023年度
第2回業務委員会
資料№6-1

2023/7/5

I.　タイトル：＜原案＞**コミュニティーガスってどんなガス？**

＜修正案＞

① コミュニティーガスとは？
② 頼れるエネルギー！コミュニティーガス
③ コミュニティーガスってなに？
④ えっ！！コミュニティーガスってそうだったの！？
⑤ 日本にはコミュニティーガスがある
⑥ やってます、コミュニティーガス

II.　大項目

＜総論＞

① 説明は記載の通りで良いと思いますが、言葉が法律用語に則り、硬いので、分かりやすい言葉に置き換えて頂ければ良いと思います。

② タイトルに対する回答という形での説明であれば、加えて訴求ポイントを記載してはどうでしょうか？1.環境性、2.安全性、3.健全性とか。

③ 特に違和感等ありませんが、記載順については、「３⇒１⇒２」の順でも良いように感じました（まずは事業内容に関する説明から開始）。ただ、現状の順番の方が、読む人の立場になると、とっつきやすい印象ではありますので強くこだわるところではありません。

④ 使用されている単語が難しい、分かりづらい部分があるので括弧書きで補足してみてはどうでしょうか？　（例：ガス小売り事業者（ガス会社）など。）

＜項目別＞

1. ＜原案＞コミュニティーガスの原料はプロパンガスです。（圧縮天然ガスを供給する区域もあります。）

＜修正案＞

① コミュニティーガスの原料はプロパンガスです。＿＿＿＿＿＿＿＿

2. ＜原案＞コミュニティーガスは特定ガス発生設備から導管で供給されます。

＜修正案＞

① コミュニティーガスは特定ガス発生設備から埋設管で供給されます。
② コミュニティーガスはガスを発生する専用設備から地中を通るガス管で供給されます。
③ コミュニティーガスは専用ガスボンベ庫やタンクから地中を通るガス管で供給されます。

3. ＜原案＞コミュニティーガスはガス事業法に定めるガス小売事業です。

＜修正案＞

① コミュニティーガスはガス事業法に定めるガスの小売事業です。

② コミュニティーガスは、国の登録事業者でなければ出来ません。

③ コミュニティーガスはガス事業法に定める登録事業者でなければ皆様にお届けできません。

4. ＜追加案＞

① ボンベ供給より効率的。

② 住環境整備に役立つガス供給方式。(集中プロパン)…配送車が入り乱れない。

③ 安全性を強調。(地震時には供給基地でガスストップ。ガス主任技術者が保安管理)

④ ポリエチレン管採用。

⑤ プロパンガスは災害に強いという説明を追加するのはどうでしょうか？災害に強いという項目を追加するのであれば、「国の定めるエネルギー基本計画の中でも LP ガスは災害時のエネルギー供給の最後の砦として位置づけられています。」という説明書きになると思います。

⑥ 1．で原料から説明されておりますが、冒頭若しくは最下段に「コミュニティーガス」という言葉の由来も説明してはいかがでしょうか?

III. 大項目の説明

＜総論＞

① ポスターの文字が多くならない様に訴求ポイントを絞り込んだ方が良いです。

② よく読む人は余りいないので、一瞬でわかる事が大事かと思います。

③ 文面だけで見ますと全体的に専門用語が多く、一般の方にはイメージしにくいように感じます。(特に３.) 文言、表現を一般的な用語に置き換えることは可能でしょうか? (例：保安規程➡安全に関する規定、経済産業大臣➡国など)

＜項目ごとの修正案＞

1. コミュニティーガスの原料はプロパンガスです。(圧縮天然ガスを供給する区域もあります。)

① ＜原案＞プロパンガスは高カロリー。少ない量（㎥）で必要な熱を得ることができます。

A プロパンガスは高カロリー。少ない量（㎥）で必要なエネルギーを得ることができます。

B プロパンガスは高カロリー。少ない量＿＿＿で必要な熱を得ることができます。

② ＜原案＞プロパンガスは他のエネルギーに比べ、都市ガス同様クリーンです。

A プロパンガスは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿都市ガス同様クリーンで環境に優しいガスです。

B プロパンガスは、石炭石油等の他のエネルギーに比べ、都市ガス同様クリーンです。

③ ＜原案＞プロパンガスは劣化しないので、非常用備蓄燃料に適しています。

④ ＜原案＞プロパンガスはメタンガスと異なりオゾン層破壊の心配がありません。

2.　コミュニティーガスは特定ガス発生設備から導管で供給されます。

①　＜原案＞プロパンガスは特定ガス発生設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）に配送・貯蔵し、ご家庭には導管で供給しています。

A　プロパンガスは、ガスボンベやバルク貯槽を１か所（特定ガス発生設備）にまとめて配送・貯蔵し、各家庭には埋設管で供給しています。

B　プロパンガスを特定ガス発生設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）に配送・貯蔵し、ご家庭に導管でお届けする集中供給方式です。

②　＜原案＞プロパンガスは特定ガス発生設備に対し集中的に配送されているため、配送によるＣＯ２排出量はより少なくなっています。

A プロパンガスはガスを発生する専用設備に対し集中的に配送されているため、配送車両の走行距離は少なく、配送によるＣＯ２排出量はより少なくなっています。

B　プロパンガスは特定ガス発生設備に対し集中的に配送されているため、ＣＯ２排出量はより少なくなっています。

C　プロパンガスは特定ガス発生設備に対し集中的に配送されているため、配送によるＣＯ２排出量はボンベ容器による戸別供給方式と比べて、より少なくなっています。

③　＜原案＞導管で供給しているため、それぞれのお宅にはガスボンベが立ちません。

＜修正案＞

A　導管で供給しているため、それぞれのお宅にガスボンベが不要です。

B　導管で供給しているため、それぞれのお宅にはガスボンベの設置はありません。

C　導管で供給しているため、それぞれのお宅にガスボンベを置くことはありません。

D　導管で供給しているため、それぞれのご家庭にはガスボンベが立ちません。

E　導管で供給しているため、それぞれのお宅にはガスボンベがありません。

④　＜原案＞特定ガス発生設備には予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間は大丈夫です。

＜修正案＞

A　特定ガス発生設備には予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間はガスをご使用になれます。

B　特定ガス発生設備には予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間はガス供給が途絶えることはありません。

C　特定ガス発生設備には予備在庫があり、万が一配送がストップしても当面の供給は継続できます。

D　特定ガス発生設備には予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間は供給を継続することが可能です。

3. コミュニティーガスはガス事業法に定める登録事業者でなければ皆様にお届けできません。

＜原案＞

① ガス事業法の定めにより、ガス小売事業者はガス小売契約を締結（またはガス小売供給約款を制定）することとなっています。契約内容の変更には需要家の合意が必要とされ、事前の説明・書面の交付と契約締結後の書面の交付が必須とされています。

② ガス事業法の定めにより、ガス小売事業者は、その事業に使用するガス工作物を法で定める技術上の基準に適合させています

③ ガス事業法の定めにより、ガス小売事業者は保安規程を定め、経済産業大臣に届け出ています。ガス小売事業者及びその従業員は、この保安規程を順守しています。

＜追加案＞

ガス小売供給約款に記載している小売価格を変更する際には、お客様の合意（自由化団地の場合）または経済産業大臣の認可（経過措置指定団地の場合）が必要です。（原料調整費を除く）

IV. 欄外の説明書き

＜原案＞ コミュニティーガス（旧簡易ガス）は一般の需要に応じ、特定ガス発生設備で発生させたガスを、導管により、一定の区域内で７０戸以上の供給地点に供給するガス小売事業です。

＜修正案＞

① コミュニティーガス（旧簡易ガス）は、家庭用・業務用の需要に応じ、ガスを発生する専用設備で発生させたガスを、地中を通るガス管により、一定の区域内で７０戸以上の供給地点に供給するガス小売事業です。

② コミュニティーガス（旧簡易ガス）は、家庭用・業務用の需要に応じ、専用ガスボンベ庫やタンクで発生させたガスを、地中を通るガス管により、一定の区域内で７０戸以上の供給地点に供給するガス小売事業です。

③ コミュニティーガスは、一般の需要に応じ、特定ガス発生設備で発生させたガスを、導管により、一定の区域内で７０戸以上の供給地点に供給するガスです。

④ 2.①と重複記載ですが大丈夫でしょうか。文末に「地域コミュニティーに密着したエネルギーサービス(ガス小売事業)です」と身近なイメージにする方がよいのでは？

【別案】あいうえお作文は如何ですか？

＜例＞

コんなに環境にやさしいガスだったの！

・プロパンガスはメタンガスと異なりオゾン層破壊の心配なし。
・～～～

ミんな（皆）が安心出来るガスだね！

・ガス事業法（法律）の定めによりガス小売り事業者（ガス会社）は保安規定を経済産業大臣に届け出て、遵守しています。
・～～～

ユうじ（有事）の時も安心出来るガスだね！

・特定ガス発生設備（ガスボンベ庫）には予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間は大丈夫。
・～～～

ニわ先（庭先）や、家の周りにガスボンベがいらない！

・導管でガスを供給しているので、それぞれのお宅にガスボンベは立ちません。
・～～～

テ（手）と手を取り合うように各家庭が導管で繋がっています！

・特定ガス発生設備（ガスボンベ庫）に配送、貯蔵されたガスを導管で供給しています。
・～～～

イつまでも安心、安全を届けます！

・ガス事業法の定めにより、ガス小売り事業者（ガス会社）は、その事業に使用するガス工作物を法で定める技術上の基準に適合させています。
・～～～

（一社）日本コミュニティーガス協会

（Ver.3）　2023/7/5

2023年度
第2回業務委員会
資料№6-2

コミュニティーガス認知度向上ポスター＃３（案）

サイズはＡ２版（４つ折りでＡ４サイズ）　作成枚数は、約 10,000 枚。（前回同様）

コミュニティーガスってどんなガス？

ポスターのデザインはコンペで！
スーパーマンに扮した“ほのまる”が紹介する

1. コミュニティーガスの原料はプロパンガスです。
 ① プロパンガスは高カロリー。少ない量（㎥）で必要なエネルギーを得ることができます。
 ② プロパンガスは、石炭･石油等の他のエネルギーに比べ、クリーンで環境にやさしいエネルギーです。
 ③ プロパンガスは劣化しません。非常用備蓄燃料に適しています。
 ④ プロパンガスは、災害時におけるエネルギー供給の最後の砦と評価されています。
2. コミュニティーガスは専用の設備から埋設管で供給されます。
 ① プロパンガスは、ガスを発生させる専用設備（ボンベ庫やタンク等）にまとめて配送・貯蔵し、ご家庭には地中を通るガス管（埋設管）で供給する集中供給方式です。
 ② 専用設備にまとめて配送しているため、配送車が入り乱れることがなく、住環境への影響は少なくなります。また配送車の走行距離が短縮されますので、ボンベによる戸別配送に比べ、配送の際のＣＯ２排出量も少なくなります。
 ③ 専用設備から埋設管で供給しているため、それぞれのお宅にはガスボンベが設置されません。
 ④ 専用設備には予備在庫がありますので、災害等により万一配送がストップしても、数日間はガスを使用することが出来ます。
 ⑤ 一定程度以上の地震が発生した場合には、専用設備に設置されている機器により、自動的にガスの供給を止めますが、安全が確認でき次第復旧致します。また埋設管には地震に強いポリエチレン管を使用しています。
3. コミュニティーガスは、ガス事業法に定めに従い登録したガス会社（＝ガス小売事業者）がお客様にお届け致します。
 ① ガス小売事業者は、お客様との合意により、ガスの販売に関する契約を締結します。
 ② 契約内容の変更にはお客様の合意が必要です。事前に変更内容を説明し、説明と同じ内容の文書をお渡しします。契約の変更についてお客様が納得していただいた場合には、遅滞なく変更後の文書をお渡しします。（事前にお客様のご了解を頂くことにより、電子的な方法も認められています。）
 ③ ガス料金もガス小売契約に記載されていますので、変更する場合には、上記②と同様、お客様の同意が必要です。お客様の知らないうちに料金表が変更されることはありません。（原料費調整によるガス単価の変更は除きます。）
 （①~③はガス料金が自由化された団地に適用されます。約款や料金表の改定に経済産業大臣の認可等が必要な、いわゆる経過措置団地には適用されません。）
 ④ ガス小売事業者は、ガスの供給に使用する設備・機器等を法で定める技術上の基準に適合させています
 ⑤ ガス小売事業者は安全確保のためのルール（＝保安規程）を定め、経済産業大臣に届け出ています。ガス小売事業者及びその従業員は、このルールを順守しています。

（一社）日本コミュニティーガス協会

2023年度
第2回業務委員会
資料№7-1

日本 LP ガス団体協議会　需要開発委員会

日時：　2023 年 6 月 20 日(火)13：30～15:00
場所：　日本ＬＰガス協会会議室　＆　Zoom

【議題】

審議事項

1．LP ガス読本改正
　所属団体執筆（見積 1,500 千円）⇒目次を示して外注（石油化学新聞社、3,650 千円）
　SDG s を前面に出す。新入社員対象とし平易な内容とする。

2．広告制作　「消費と生活」に出稿を計画。広告（120 千円）掲載が条件。
　消費者向け、イメージアップ広告をコンペ⇒「知ってる！？□□□なＬＰガス」

3．記事掲載　「消費と生活」奇数月の 1 日発行、全国 65,800 部
　9 月 1 日発行誌に「日本ＬＰガス団体協議会の活動」を紹介。

4．カーボンニュートラル時代に向けた対応のための見学研修会
　実施済　：(5 月 26 日）パナソニック草津拠点
　実施決定：(7 月 5 日）Hydrogen Technology（株）水素実証ｾﾝﾀｰ、水素専焼発電所
　　：(9 月 29 日）北海道鹿追町環境保全ｾﾝﾀｰ（家畜糞尿由来バイオガス）
　計画中　：いすみ市マイクログリッド、

報告事項

5．日協需要開発部会と共催による需要開発合同セミナー（6/6Web 開催）報告
　鶴崎敬大「家庭部門のエネルギー消費実態とＣＮに向けた課題」
　＜資料の抜粋を添付＞

6．政策委員会「脱炭素社会実現に向けた自治体との連携可能性に関する調査」の報告
　＜資料の抜粋を添付＞

7．日協調査部会「カーボンニュートラルへの移行期における LP ガス業界の家庭部門の対応に関する調査」の報告
　日本ＬＰガス協会　2023.4.01 LP ガス業界ニュース　でダウンロード可能
　日本 LP ガス協会(Japan LP Gas Association)：ライブラリー：パンフレット・公開資料等（j-lpgas.gr.jp)

８．液石流通 WG（5/11）報告

経済産業省＞ 審議会・研究会＞ 総合資源エネルギー調査会＞ 資源・燃料分科会＞
石油・天然ガス小委員会＞ 液化石油ガス流通ワーキンググループ＞
第 5 回 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/005.html

９．省エネルギー小委員会（5/24）報告

経済産業省＞審議会・研究会＞総合資源エネルギー調査会＞省エネルギー・新エネルギー分科会＞省エネルギー小委員会＞
第 41 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/041.html

10. パナソニック株式会社草津拠点見学（5/26）報告

太陽光発電、純水素燃料電池、リチウムイオン蓄電池でＲＥ１００化を実現。ＥＦ工場を稼働。

11. LP ガスエネファーム普及加速施策検討会報告

12. 日団協報告

上記のほか、第２５回高圧ガス保安委員会報告「容器積載基準」
給湯器の温暖化ガスの排出削減目標（家庭からの CO2 排出量の１／３は給湯器）
「エネルギー白書」閣議決定（６月６日）
福島再生可能エネルギー研究所「研究成果報告会」（６月３０日）

13. その他（前回議事録等）

次回開催　令和 5 年 10 月 19 日（木曜日）13:30～

家庭部門のエネルギー消費実態と カーボンニュートラルに向けた課題

（抜粋）

世帯当たりの年間CO_2排出量と内訳（2020年度）

- 世帯当たりの年間CO_2排出量は2.88トン
- 電気が約2/3を占め、ガスは約2割
- 用途別には、照明・家電製品等が46%、給湯25%、暖房21%

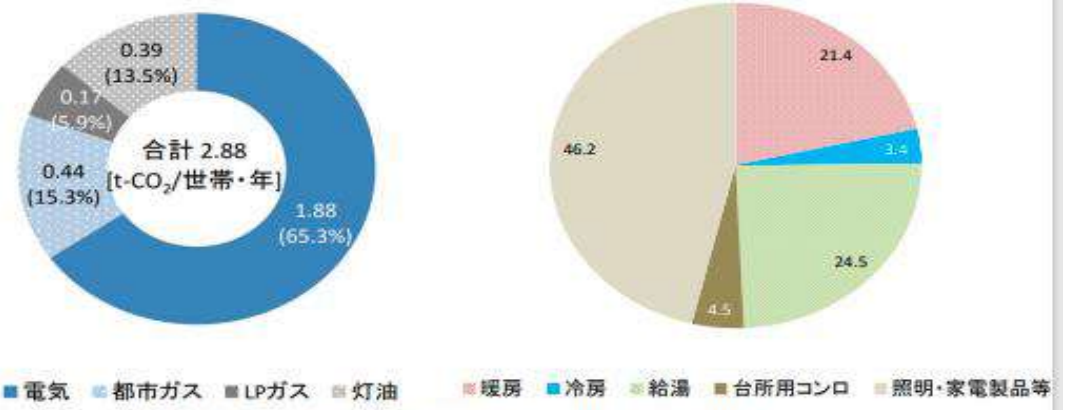


図 世帯当たり年間エネルギー種別・CO_2排出量／用途別構成比

（出典）エネルギー種別： 環境省「令和２年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査 結果の概要（確報値）」2022年3月
用途別： 環境省「令和２年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査 資料編（確報値）」2022年3月

© 2023 Jyukankyo Research Institute Inc.

使用エネルギーの組み合わせ別 CO_2排出量（2020年度）

- CO_2排出量でみると、「電気のみを使用」の世帯が少ない訳ではない

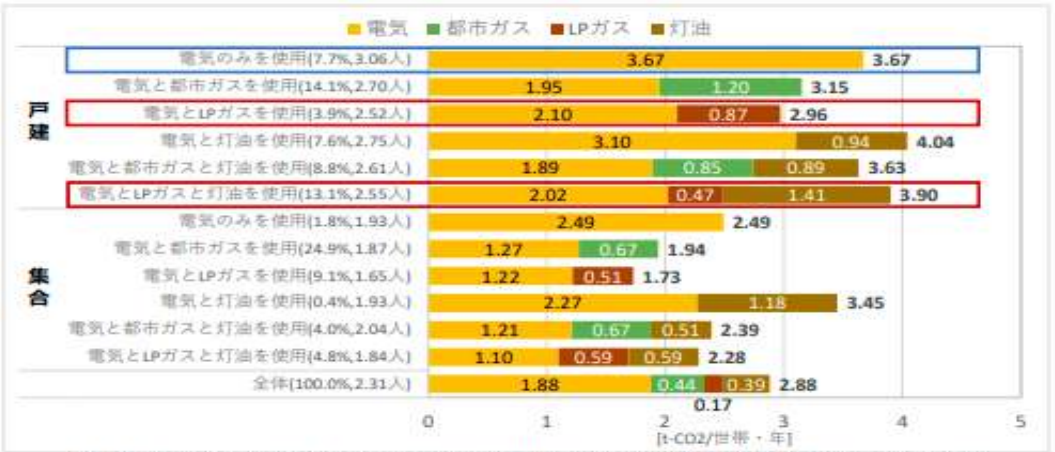


図 世帯当たりの年間エネルギー種別CO_2排出量【建て方×使用エネルギーの組み合わせ別】

（出所）環境省「令和2年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査」2022年3月, e-Stat 第6-4-1表
（注）括弧内の数値：世帯構成比，平均世帯人数

© 2023 Jyukankyo Research Institute Inc.

脱炭素社会実現に向けた自治体との連携可能性に関する調査

（抜粋）

調査結果に基づく考察
地域脱炭素においてLPガス事業者が目指すべき方向性

- 本調査で整理した事業のメリット・デメリット等を踏まえ、**各LPガス事業者自身が早期に地域・自治体への貢献策を検討することが急務。**
- まずは**「自社紹介ツール」**と**「自社経営資源で対応可能な地域課題解決への貢献策」**を自治体に持ち込み、**担当部署とのコミュニケーションをスタートすることがポイント**である。
- ＬＰガス事業者が自域・自治体への貢献を念頭に、地域での各種活動を推進することで、**LPガス事業者と地域・自治体の双方がより良い方向に発展**することが期待される。

地域脱炭素においてLPガス事業者が目指すべき方向性

地域密着の総合エネルギー・地域インフラ事業者への進化	より魅力あるまちづくりへの貢献

事業を通じて達成すべき項目

	LPガス事業の維持・拡大	地域・自治体への貢献
普及啓発・情報提供・防災など取り組みやすい活動の拡大	・LPガスの認知度向上 ・企業の信頼度向上 ・顧客のつなぎとめ	・市民の環境意識向上 ・市民の行動変容促進 ・地域への愛着喚起
エネルギーソリューション事業など先端事業の取組拡大	・LPガス供給基盤の活用（簡易ガスなど） ・脱炭素におけるLPガスの役割アピール ・収益の多様化、新たな収益機会の獲得 ・新たな顧客の獲得	・レジリエンス強化 ・地域資源の活用（地産地消） ・新たな雇用の創出 ・地域内での経済循環 ・地域の先進性アピール（脱炭素先行地域）

LPガス事業者による事業の推進

© 2023 Jyukankyo Research Institute Inc.

調査で明らかになったこと
地域脱炭素事業のあり方や自治体との連携可能性

LPガス事業者が地域脱炭素事業に取り組む意義

- **LPガス事業者の活動を通じて、地域・自治体が直面するニーズの把握と課題解決につなげる**
 - LPガス事業者：LPガス事業の特徴でもある地域活動を通じてLPガスの認知度向上と事業拡大につなげる
 - 地域・自治体：民間事業を通じて脱炭素や人口縮小、インフラ老朽化など地域の諸課題を解決する

調査結果①：LPガス事業者が取り組むべき活動・事業

- 調査に基づく地域・**自治体でのニーズが高いと考えられる事業は下表のとおり**である
- LPガス事業者の**経営資源を活かせる事業への積極的な対応**が必要

	地域・自治体へのソリューション	事業者の規模 小	事業者の規模 大
普及啓発・情報提供	脱炭素製品・サービスの提供（エコジョーズ・エネファーム等の省エネ設備普及推進）	○	○
普及啓発・情報提供	行動変容を促すインセンティブ・情報発信（CO2排出量の見える化）	○	○
普及啓発・情報提供	地域独自の暮らし方提案（寒冷地における灯油暖房からガス暖房への転換）	○	○
普及啓発・情報提供	環境教育	○	○
防災	LPガス機器活用（LPガス発電機 / GHP）	○	○
防災	防災協定	△	○
地域エネ事業	再エネ事業（メガソーラー / オンサイトPPA / 第三者保有モデル）	△	○
地域エネ事業	新電力事業	△	○
地域エネ事業	エネルギーソリューション事業（スマートシティ/マイクログリッド）	△	○

（注）カッコ内に示す事業や設備は一例である点に留意が必要。

調査結果②：事業実施のポイント

- 「**地域貢献**」「**顧客重視の姿勢**」を事業の核とすることが重要
- 再エネをはじめ**電力事業への対応の必要性**が高まっている
- 自社の**経営資源を活かした事業対応の検討**が肝要
 - 新電力：電力・ガスセット販売による相乗効果等
 - スマートシティ：簡易ガスなどLPガス供給基盤が適している可能性等
- **エネルギーソリューション事業**は現在のところLPガス事業者による実施事例が限られているが、反面**多くの事業者に事業機会が開かれている**ことを意味する

調査結果③：自治体との連携可能性

- 自治体との連携によるメリット・デメリット等を踏まえた上で、**自治体の目的やニーズに合わせた事業内容の検討**が必要である

○メリット
- ✓ 自治体との連携で多様な事業展開が可能
- ✓ 自治体との協定締結は地域事業を進めるツールになりうる
- ✓ 地域におけるLPガス設備の利用機会拡大に直接つながる

×デメリット
- ✓ 手続きが煩雑
- ✓ 首長交代による事業方針変更リスクがある

© 2023 Jyukankyo Research Institute Inc.

資料８

Panasonic

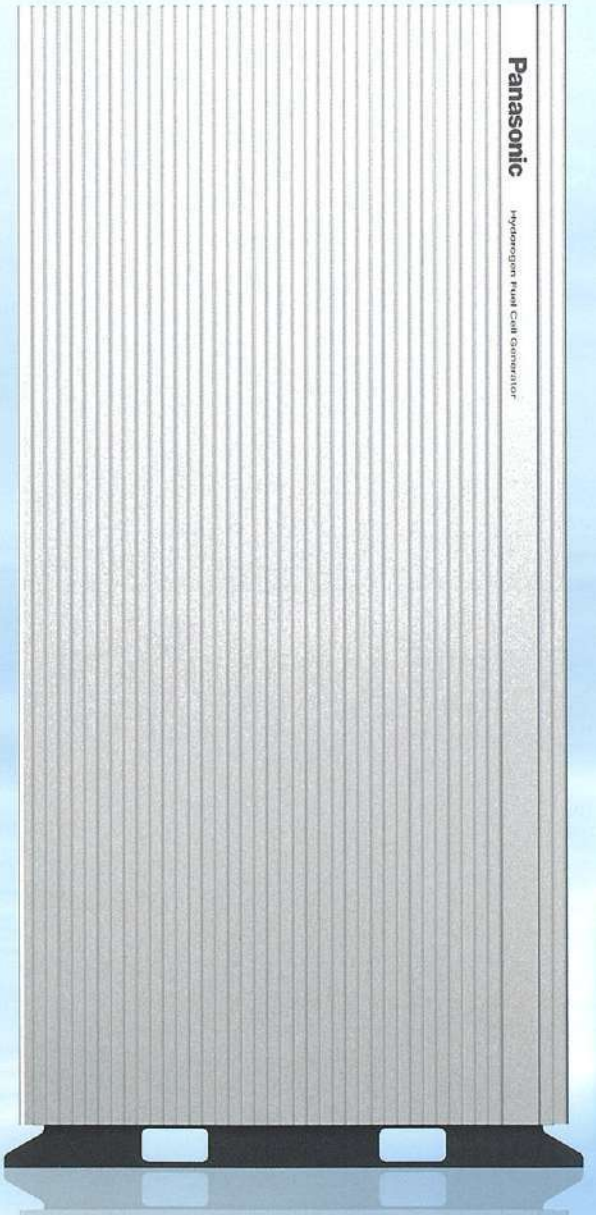
H2 KIBOU

2023年度
第2回業務委員会
資料№7-3

純水素型燃料電池（5kW）

水素が拓く地球の未来

Hydrogen creates the future of the Earth





複数台連結イメージ

H2 KIBOU 水素社会への希望、それが『H2 KIBOU』

水素はカーボンフリーなエネルギーとして注目されており、
「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において重要分野の一つに位置付けられています。
Panasonicは水素で発電する燃料電池の普及拡大を通じて、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。
その想いを込めて『H2 KIBOU』と名付けました。

1 出力5kW、連結して出力UPも可能

The 5kW unit scalable to increase power output by connecting multiple units

小規模の商業施設にマッチ。
複数台連結することで最大50kW（10台連結）程度の出力にも対応が可能。

2 発電効率56%（LHV）*1を実現

Achieving the industry's best*2 electrical efficiency of 56%（LHV）*1

業界最高*2の発電効率を実現。お客様の発電ニーズに応えます。

*1　燃料ガスを完全に燃焼させた時に生成する水蒸気の凝縮潜熱を差し引いた発熱量
*2　2021年10月現在、パナソニック調べ

3 コージェネにも対応

Applicable to cogeneration

発熱時に発生する熱をお湯に変換できるコージェネにも対応。
エネルギーを無駄なく使えます。

*貯湯ユニットが必要です。

4 停電にも対応

Possible to keep operation even during power outage

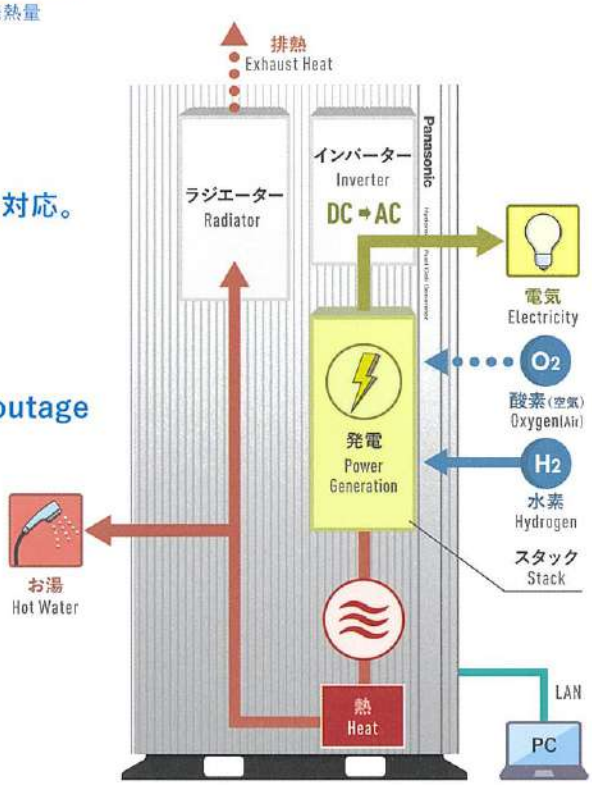
停電時に水素だけで発電が可能。
BCP（事業継続計画）に寄与します。

*停電対応ユニットを接続することで、停電時でも発電を継続させ
最大2.5kVAの電力を120時間使えます。

5 瞬時に起動が可能

Quick startup

約1分で起動が可能。素早い対応が求められる
ピークカットに役立ちます。

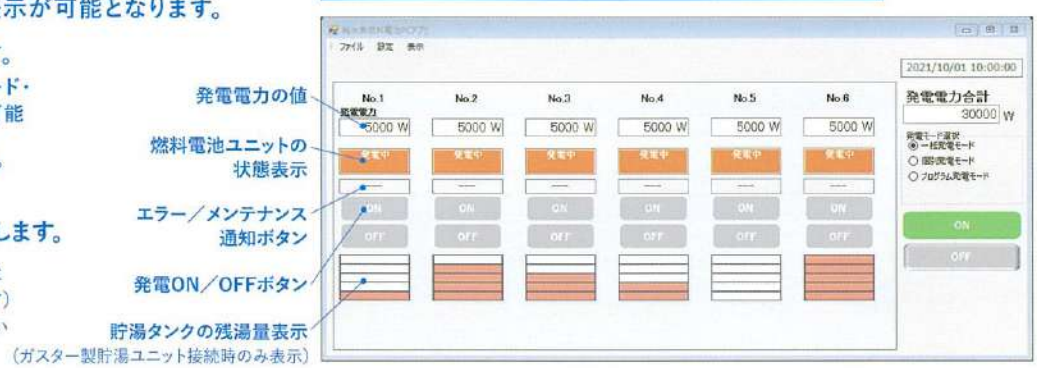


専用のPCアプリにより、下記の操作・表示が可能です

- パソコンに専用のアプリをインストールして本体と接続することにより、操作・表示が可能となります。
- 機器のON/OFFができます。
 - 一括発電モード・個別発電モード・プログラム発電モードが選択可能
- 各機器の状態を表示します。（発電電力、状態確認）
- エラー／メンテナンス通知をします。

*プログラム発電モードで発電する時刻と台数を設定できます。（毎日繰り返します）
*稼働させる機器は、累積発電時間が短いものから自動で選ばれます。

PCにおけるアプリ画面の例（イラストは6台接続時の画面です）



エネルギーの地産地消を目指して

パナソニック草津工場 RE100 化への取組

純水素型燃料電池を活用した RE100 化ソリューションを実証

Panasonic to Demonstrate RE100 Solution Utilizing Pure Hydrogen Fuel Cell Generators

2022年春より、工場使用電力の100%再エネ電力化を実現する手段として、純水素型燃料電池、太陽電池、リチウムイオン蓄電池の3電池連携によるエネルギーマネジメントの実証を開始します。

実証施設完成イメージ



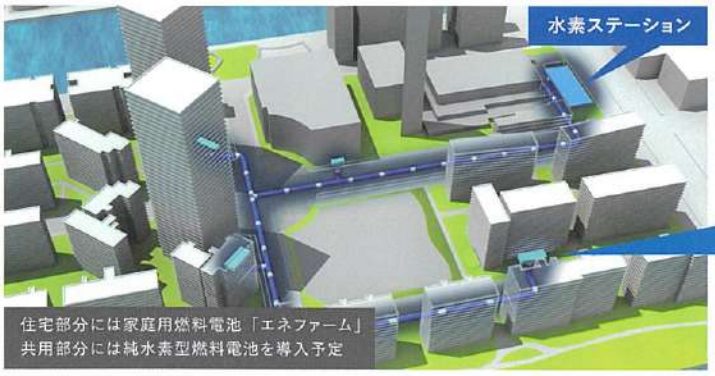
東京 2020 大会選手村跡地開発

「HARUMI FLAG」に向けた純水素型燃料電池の取組

Hydrogen fuel cell generator for HARUMI FLAG after Tokyo 2020 Olympic Athlete Village

街区に水素パイプラインで供給される水素を使って、
純水素型燃料電池で発電。
全分譲住戸にエネファームを導入し、環境性と経済性を向上。


HARUMI FLAG 外観完成予想 CG



6台連結イメージ



燃料電池 仕様一覧



分類	項目		仕様
一般事項	燃料電池種類		固体高分子形(PEFC)
	品番		FC-5KLR1HS
	制御コントローラー		PC(有線LAN接続)
	自立起動対応		可能(停電対応ユニットが必要)
	コージェネ対応		可能(コージェネ/モノジェネ自動切替)
環境	ガス種		純水素(水素濃度99.97%以上)
	ガス供給圧力		50kPa
	電源種別		1Φ3W AC200V(50Hz/60Hz) 1Φ2W AC100V(50Hz/60Hz)
	設置環境温度		−10℃〜40℃(常時通電前提)
	設置可能高度		標高500m以下
設置	設置方式		屋外基礎据付
	給排気方式		強制排気方式
	本体寸法		W834mm×D417mm×H1766mm (デザインパネルを含む)
	運転質量		205kg(デザインパネルを含む)
	設置離隔距離 (メンテスペース)		前面・背面・左右側面:各600mm、 上面:1000mm
基本性能	発電出力		5000W(停電時出力2500VA)
	出力電圧		1Φ3W AC200V (自立時1Φ2W AC100V)
	発電時間		最長120時間
	消費電力	通常最大時	155W以下
		凍結予防ヒータ	578W
		無負荷時(待機時)	30W以下
	ガス消費量	定格発電時	49.6NL/min
		最大時	51.6NL/min
	熱出力	排熱回収温度	約60℃
		定格発電時熱出力	3480W
	効率	発電効率(LHV/HHV)	56%/47.3%
		排熱回収効率(LHV/HHV)	39%/32.9%
	騒音値	発電時(A.P.)	60dB(A)以下
	起動	起動時間	約1分(定格出力開始までは約7分)
	停止	通常停止時間	約30秒
	ドレン排水	排出量	約1.2L/h
	系統連系	認証	認証取得
		電圧上昇抑制	あり
		逆潮流	あり
		単独運転検知	対応
メンテナンス			通電18000時間ごと(メンテA) 累積35000時間発電(メンテB) 累積54000時間発電(メンテC)

[推奨品] 貯湯ユニット 仕様一覧



(株)ガスター製

分類	項目		仕様
環境	電源種別		1Φ2W AC100V(50Hz/60Hz)
	設置環境温度		−10℃〜40℃
	給水圧力		200kPa〜750kPa
設置	設置方式		屋外基礎据付
	本体寸法		W400mm×D560mm×H1750mm
	質量		乾燥質量49kg、運転質量192kg
	設置離隔距離 (メンテスペース)		前面:600mm、背面:0mm、上面:100mm、 左右側面:各15mm(ただし通路側300mm)
	接続	給水	R3/4(20A)
		給湯	R3/4(20A)
		熱回収(高、低)	R1/2(15A)
		排水	R1/2(15A)
		オーバーフロー	R1/2(15A)
		信号線(FC間)	3芯
本体仕様	貯湯槽容量		140L
	減圧弁設定圧力		370kPa
	給湯時圧力損失		60kPa(16L/min時)※貯湯ユニット単体
	消費電力 (50/60Hz)	最大時	14W
		凍結予防運転時	94W
		待機時	2W

[推奨品] 停電対応ユニット 仕様一覧

■抵抗器ユニット

(株)松永製作所製



分類	項目	仕様
設置	設置方式	屋外基礎据付
	冷却方式	自然空冷
	質量	約70kg
	本体寸法	W660mm×D660mm×H925mm
	設置離隔距離 (メンテスペース)	前面・背面(メンテ面):各500mm、 上面:1000mm、左右側面:各500mm
配線方法	抵抗器入力端子	純水素機本体と接続(R5.5-4×2)
	接地	R5.5-4(要D種接地)

■無停電電源装置(起動用UPS)

※下記仕様を満たすものが停電時の起動装置として必要です。



分類	項目	仕様
一般事項	種類	無停電電源装置
	動作周囲湿度	0℃~40℃
	動作周囲湿度	25%~85%RH(結露しない事)
入力	電源種別	1Φ2W AC100V(50Hz/60Hz)
出力	出力定格容量	500VA/450W 以上
	出力電圧	AC101±7V
	周波数	50Hz/60Hz(入力周波数に同期すること)
	波形	正弦波出力(商用運転、バックアップ時とも)
	相数	1Φ2W
	バックアップ運転時間	出力400W以上を10分以上出力できること

商品に関するご注意

- ●燃料電池ユニットの発電量(5kW)以上の電力負荷を必ず接続してください。
- ●燃料電池ユニットを複数台設置する場合は、台数分の発電量以上となる電力負荷を必ず接続してください。
- ●定期メンテナンスを行わないと、燃料電池ユニットは運転を停止します。
- ●長期間使わない場合、凍結防止のため、燃料電池ユニットの電源は入れたままにしてください。
- ●停電時発電の出力には、途中で電源が切れた場合、生命や財産に損害を及ぼすおそれのある機器は接続しないでください。

⚠安全に関するご注意

- ●ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ正しくお使いください。
- ●ご使用開始後は、機器本体・給気口・排気口・換気口の近くに、ガス類の容器、燃えやすい物、引火物を置かないでください。
- ●火災や故障の原因となるため、給気口・排気口・換気口をふさがないでください。
- ●やけどやけがの原因となるため、ラジエーター排気口や給気口、フィンに触らないでください。
- ●やけどや故障の原因となるため、配管を触らないでください。
- ●けがの原因となるため、ラジエーター吸気口に指や棒などを入れないでください。
- ●火災や感電の原因となるため、ぬれた手で、電源プラグの抜き差しをしないでください。
- ●火災や感電の原因となるため、電源プラグやコードを破損するようなことはしないでください。
- ●ガス漏れに気づいたら、すぐに機器の使用をやめ、ガス栓を閉め、ガス(水素)供給事業者に連絡してください。

パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 スマートエネルギーシステム事業部 〒525-8520 滋賀県草津市野路東2丁目3番1-1号

このカタログの記載内容は2021年10月現在のものです。

●商品写真についてはラベル等実物とは異なる場合があります。●製品の色は印刷物ですので実際の色と若干異なる場合があります。
●製品の定格、仕様およびデザインは改善等のため予告なく変更する場合があります。●本カタログの内容を許可なく転載することを禁じます。

2023年7月5日
ENEOSグローブ株式会社

事業用原料の需給・価格動向について（海外マーケット動向）

2023年度
第2回業務委員会
資料№8-1

1.当面の原油動向

直近1カ月（6月平均）のWTIは＄70とほぼ前月並み。今後1カ月は＄70～＄80で推移すると想定（主な油価上昇要因：OPECプラスの更なる減産可能性、中国政府による国内景気刺激策の実施、米国SPR（戦略石油備蓄）の補充への期待）

■OPECの生産動向

5月のOPEC生産量は4月比▲51万BD。サウジアラビア自主減産による生産減（▲50万BD）が顕著。24年にかけては生産量を徐々に絞っていく想定（IEA）。

■非OPECの生産動向

5月の非OPEC生産量は4月比▲11万BD。ロシアの5月生産量は前月比▲13万BD、中国・インドが主な仕向け地である輸出量は前月比▲30万BD（原油+10万、製品▲40万）。カナダはアルバータ州での山火事影響※により生産量が2か月連続で減少（5月は前月比▲33万BD）。OPECとは逆に、非OPECでは24年にかけては生産量が徐々に増えていく想定（IEA）。

※火事のエリアが一ケ月間の内に西部から東部に移動。同国原油生産の大部分を担っているアルバータ州・サスカチュワン州等から離れたため、同国の原油生産への影響は軽微になったとの見方。

【TOPIX】第35回　OPEC・非OPEC閣僚会合＜6月4日＠ウィーン＞

協調減産を24年末まで継続すること、また、24年1月から12月までの目標生産量を生産量の実態に合わせ、23年目標対比140万BD下方修正することも決定。ロシア、ナイジェリア、アンゴラ等の目標を現在の生産水準に合わせるために引き下げるとともに生産余力のあるUAEを引き上げた。なお、サウジアラビアは、今年7月の1ヶ月間、100万BDの追加自主減産を実施し、さらに市場の状況に応じて左記自主減産期間の延長もあり得るとしている。

【原油価格推移】

($/BBL)	3月	4月	5月	6月	6/23	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	先週比
WTI	73.4	79.4	71.6	70.3	69.2	69.2	69.4	67.7	69.6	69.9	70.6	(+1.4)
BRENT	79.2	83.4	75.7	75.0	73.9	73.9	74.2	72.3	74.0	74.3	74.9	(+1.0)
OMAN	78.5	83.3	74.9	74.7	74.1	74.1	74.6	75.5	73.8	74.6	75.3	(+1.2)

2.ＬＰＧ（ＣＰ）の動向

7月ＣＰは、Ｐ：＄400、Ｂ：＄375（6月26日通知※）

※サウジアラムコ側の都合により、7月CPの発表タイミングは例月より前倒し

6月CPからはプロパンが▲＄50、ブタンが▲＄65と前月比で値を下げ、プロパン・ブタン共にアラビアンライトとの熱量等価比は60％台まで下落した。ARAMCOによる7月の追加自主減産の影響は未知数ながら、中東地域からの供給は潤沢に映り、インド・中国等の消費国からの需要は引き続き乏しく、市場での積極的な買い手は見えていない。7月CPの値付けについて、中東域内からのLPG供給は引き続き潤沢な一方で、上記消費国の需要低調が考慮されたと見られ、また、足元のフレート高による買い控えなどの影響で中東産ガス国の在庫が積み上がり、直近の先物市況を大きく下回った（特にブタンは需給の緩み＝ナフサ価格の下落からP/B格差は＄25のブタン安に拡大した）。

【ＬＰＧ価格推移（ＣＰ）】

＄／トン

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロパン	2021FY	560	495	530	620	660	665	800	870	795	740	775	895
	（ＡＬ等価比）	104%	94%	95%	103%	108%	112%	129%	127%	119%	120%	108%	116%
	2022FY	940	850	750	725	670	650	590	610	650	590	790	720
	（ＡＬ等価比）	101%	96%	85%	75%	75%	75%	71%	77%	92%	87%	115%	105%
	2023FY	555	555	450	400								
	（ＡＬ等価比）	84%	79%	79%	64%								
ブタン	2021FY	530	475	525	620	655	665	795	830	750	710	775	920
	（ＡＬ等価比）	100%	91%	95%	105%	108%	114%	130%	123%	114%	117%	110%	121%
	2022FY	960	860	750	725	660	630	560	610	650	605	790	740
	（ＡＬ等価比）	104%	98%	86%	76%	74%	73%	69%	78%	93%	90%	116%	109%
	2023FY	545	555	440	375								
	（ＡＬ等価比）	84%	80%	70%	60%								

【スポット市況】

＄／トン

		5月平均	6月平均	6/23	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	先週比
ＣＦＲ日本	P	523	494	500	497	506	502	502	505	(+5)
	B	519	465	460	457	466	462	462	465	(+5)
米国	P	334	294	285	287	281	279	279	281	(▲4)
	B	336	291	282	286	280	280	281	284	(+2)

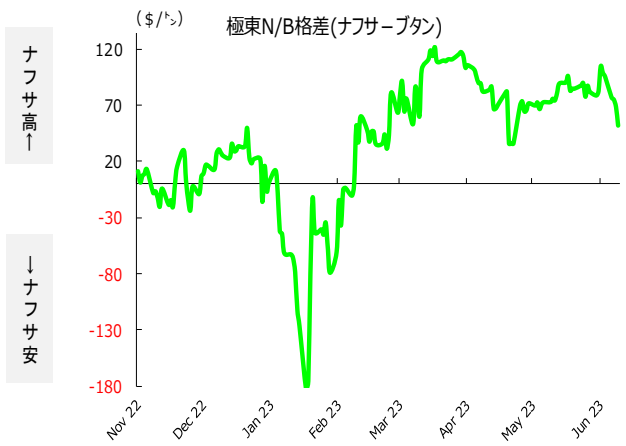
＝参考＝

極東ナフサ	$/ﾄﾝ	592	539	501	503	507	512	NA	534	(+33)
タンカー(中東-日本)	$/ﾄﾝ	95.2	113.2	117.8	119.7	119.7	119.9	119.4	119.3	(+1.5)

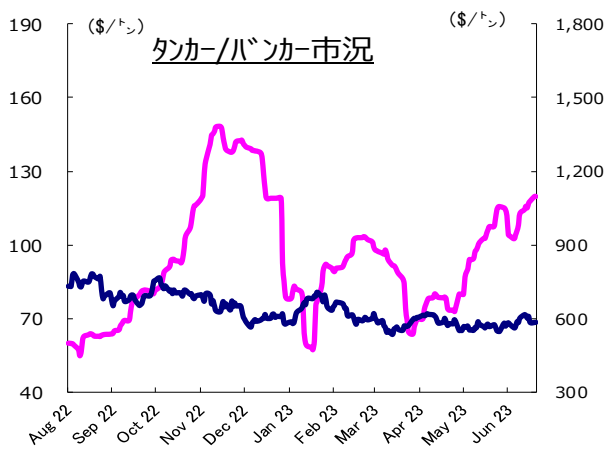
3.ＬＰＧフレート動向

7月積みARAMCOアクセプタンスの通知以降、傭船需要の高まりを受けて続伸（Balticは5/19に＄100を超え、6月中旬頃から更に上昇基調となり＄110を突破。）。8月上旬米国積みに合わせて傭船可能な船舶が限定的（船腹がタイト）とみられるていることもあり、市況は上昇基調で推移（足元は＄120に近いレベルで年初来の高値）。

【ナフサ／ブタン格差】



【タンカー市況】



ピンク（左軸）：フレート

紺（右軸）：バンカー（適合油）

2023年度
第2回業務委員会
資料№8-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／トン	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 為替レート 円／ドル	FOB価格(CP・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(CP・ドル／トン) プロパン	FOB価格(CP・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(CP・ドル／トン) ブタン	FOB価格(MB・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(MB・ドル／トン) プロパン	FOB価格(MB・ドル／トン) 対CP
2021年1月			+9,222	56,718	−0.15	104.69	+100	550	+70	530	+50	335	−215
(R 3年)2月	7,876	1,301	+4,741	61,459	+1.68	106.37	+55	605	+55	585	+117	452	−153
3月			+4,432	65,891	+3.26	109.63	+20	625	+10	595	+15	467	−158
4月	7,941	1,355	+191	66,082	+0.51	110.14	−65	560	−65	530	+13	480	−80
5月			−3,451	62,631	+0.06	110.20	−65	495	−55	475	−44	436	−59
6月	7,952	1,319	+214	62,845	+0.93	111.13	+35	530	+50	525	−9	427	−103
7月			+6,221	69,066	+0.18	111.31	+90	620	+95	620	+77	504	−116
8月	7,982	1,412	+5,190	74,256	−0.46	110.85	+40	660	+35	655	+63	567	−93
9月			+1,991	76,247	+0.32	111.17	+5	665	+10	665	+10	577	−88
10月	8,099	1,520	+11,129	87,376	+2.94	114.11	+135	800	+130	795	+96	673	−127
11月			+9,668	97,044	+1.03	115.14	+70	870	+35	830	+80	753	−117
12月	8,323	1,660	−5,414	91,630	−0.26	114.88	−75	795	−40	790	−97	656	−139
2022年1月			−3,075	88,555	+0.97	115.85	−55	740	−80	710	−119	537	−203
(R 4年)2月	8,436	1,612	+159	88,714	+0.37	116.22	+35	775	+65	775	+69	606	−169
3月			+10,069	98,783	+3.31	119.53	+120	895	+145	920	+72	678	−217
4月	8,558	1,756	+9,412	108,195	+7.45	126.98	+45	940	+40	960	+64	742	−198
5月			+5,646	113,841	+2.83	129.81	−90	850	−100	860	−68	674	−176
6月	8,789	1,758	−7,490	106,351	+5.12	134.93	−100	750	−110	750	−35	639	−111
7月			+1,641	107,992	+2.86	137.79	−25	725	−25	725	−7	632	−93
8月	8,814	1,712	−10,020	97,972	−1.55	136.24	−55	670	−65	660	−35	597	−73
9月			+2,267	100,239	+7.85	144.09	−20	650	−30	630	−25	572	−78
10月	8,819	1,762	−5,866	94,373	+4.10	148.19	−60	590	−70	560	−54	518	−72
11月			+167	94,540	−4.71	143.48	+20	610	+50	610	−95	442	−168
12月	8,850	1,700	−5,498	89,042	−7.39	136.09	+40	650	+40	650	−2	440	−210
2023年1月			−7,032	82,010	−4.74	131.35	−60	590	−45	605	−83	357	−233
(R 5年)2月	8,857	1,634	+7,160	89,170	+2.40	133.75	+200	790	+185	790	+81	438	−352
3月			+4,927	94,097	+1.17	134.92	−70	720	−50	740	−7	431	−289
4月	8,925	1,778	−9,276	84,821	−0.52	134.40	−165	555	−195	545	−18	413	−142
5月			−4,276	80,545	+4.03	138.43	0	555	+10	555	+8	421	−134
6月							−105	450	−110	445	−87	334	−116
7月							−50	400	−70	375			
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

（注） 1．小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2．卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3．「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2023/7/3

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格			上限バンド	
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)	
2021年1月	974,126	55,250,749	56,718	974,126	54,658,647	56,110	2020年8月	～	2020年10月	40,010	64,020
2021年2月	956,586	58,790,558	61,459	956,586	59,304,245	61,996	2020年9月	～	2020年11月	41,940	67,100
2021年3月	900,142	59,311,489	65,891	900,142	59,236,948	65,808	2020年10月	～	2020年12月	44,850	71,760
2021年4月	715,436	47,277,698	66,082	715,436	46,797,591	65,411	2020年11月	～	2021年1月	50,740	81,180
2021年5月	666,873	41,766,713	62,631	666,873	41,883,947	62,806	2020年12月	～	2021年2月	55,690	89,100
2021年6月	636,436	39,997,059	62,845	636,436	40,061,154	62,946	2021年1月	～	2021年3月	61,210	97,940
2021年7月	519,476	35,878,161	69,066	519,476	35,825,787	68,965	2021年2月	～	2021年4月	64,470	103,150
2021年8月	534,179	39,666,139	74,256	534,179	39,636,686	74,201	2021年3月	～	2021年5月	64,760	103,620
2021年9月	633,069	48,269,673	76,247	633,069	48,978,098	77,366	2021年4月	～	2021年6月	63,740	101,980
2021年10月	695,530	60,772,692	87,376	695,530	61,236,067	88,042	2021年5月	～	2021年7月	64,640	103,420
2021年11月	781,805	75,869,727	97,044	781,805	75,477,054	96,542	2021年6月	～	2021年8月	68,370	109,390
2021年12月	802,992	73,578,270	91,630	802,992	73,578,270	91,630	2021年7月	～	2021年9月	73,360	117,380
2022年1月	873,416	77,345,509	88,555	873,416	77,512,700	88,747	2021年8月	～	2021年10月	80,200	128,320
2022年2月	888,946	78,862,166	88,714	888,946	79,200,115	89,094	2021年9月	～	2021年11月	88,170	141,070
2022年3月	982,993	97,102,956	98,783	982,993	97,125,910	98,806	2021年10月	～	2021年12月	92,220	147,550
2022年4月	679,203	73,486,457	108,195	679,203	73,493,806	108,206	2021年11月	～	2022年1月	92,100	147,360
2022年5月	821,093	93,474,150	113,841	821,093	93,154,492	113,452	2021年12月	～	2022年2月	89,640	143,420
2022年6月	690,584	73,444,345	106,351	690,584	73,377,002	106,254	2022年1月	～	2022年3月	92,450	147,920
2022年7月	553,623	59,786,588	107,992	553,623	59,117,087	106,782	2022年2月	～	2022年4月	97,920	156,670
2022年8月	732,313	71,746,394	97,972	732,313	71,546,158	97,699	2022年3月	～	2022年5月	106,350	170,160
2022年9月	687,977	68,962,268	100,239	687,977	68,606,612	99,722	2022年4月	～	2022年6月	109,590	175,340
2022年10月	571,762	53,958,643	94,373	571,762	54,133,530	94,678	2022年5月	～	2022年7月	109,580	175,330
2022年11月	715,775	67,669,260	94,540	715,775	68,300,974	95,422	2022年6月	～	2022年8月	103,330	165,330
2022年12月	777,909	69,266,669	89,042	777,909	69,266,669	89,042	2022年7月	～	2022年9月	101,130	161,810
2023年1月	960,205	78,746,588	82,010	960,205	80,081,447	83,400	2022年8月	～	2022年10月	97,440	155,900
2023年2月	778,243	69,395,546	89,170	778,243	69,636,631	89,479	2022年9月	～	2022年11月	96,380	154,210
2023年3月	1,107,128	104,177,489	94,097	1,107,128	103,429,358	93,421	2022年10月	～	2022年12月	92,810	148,500
2023年4月	746,302	63,301,784	84,821	746,302	63,332,984	84,862	2022年11月	～	2023年1月	88,150	141,040
2023年5月	627,136	50,512,760	80,545				2022年12月	～	2023年2月	86,930	139,090
2023年6月							2023年1月	～	2023年3月	89,220	142,750
2023年7月							2023年2月	～	2023年4月	89,820	143,710
2023年8月							2023年3月	～	2023年5月	87,590	140,140
2023年9月							2023年4月	～	2023年6月		

2023年度
第2回業務委員会
資料№9

2023/7/5

業務委員各位

２０２３年度第３回業務委員会並びに懇親会等行事予定表（素案）

（一社）日本コミュニティーガス協会

１．集合

日　時　令和５年１０月１２日（木）１４時３０分

場　所　「オリエンタルホテル広島」ロビー

２．業務委員会

日　時　令和５年１０月１２日（木）１５時００分～９日（金）

場　所　オリエンタルホテル広島　会議室　他

３．懇親会

日　時　令和５年１０月１２日（木）１８時３０分～２１時００分

場　所　オリエンタルホテル広島内　　会場未定

４．二次会　参加は自由です。ホテル内の会場を用意する予定です。

５．会費

５５,０００円前後

※会費には現地までの往復旅費は含みません。

６．開催場所までの交通機関

広島空港　➡　広島バスセンター　リムジンバス(バス約 45 分)

市電「紙屋町」⇒「八丁堀」(市電約 5 分、徒歩約 8 分)

広島駅　➡　市電「八丁堀」(市電約 15 分、徒歩約 8 分)

７．１３日の活動案

①　野外研修　「**広島カンツリー倶楽部　西条コース**」

ホテルを 07：00 出発。帰路は観光組と合流

②　地域視察　「**大和ミュージアム**」「**西条酒蔵**」等見学

＊ 広島空港１７時頃到着の見込み。出発便は１７時３０分以降でお願いします。

（帰路のスケジュールについては、再度検討の上、ご連絡いたします。）

８．　その他

社内手続き等の関係で早めに開催案内が必要な方は事務局までご連絡ください。

以上

2023年度
第2回業務委員会
資料№10-1(参考)

2023/7/5

2023年3月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	341	0	0.0%	140,937	141,063	▲ 126	▲0.1%	98,247	98,833	▲ 586	▲0.6%	81,500	82,356	▲ 856	▲1.0%	80,184	81,002	▲ 818	▲1.0%
東北	597	599	▲ 2	▲0.3%	152,850	153,728	▲ 878	▲0.6%	113,761	114,034	▲ 273	▲0.2%	92,058	92,983	▲ 925	▲1.0%	90,775	91,685	▲ 910	▲1.0%
関東	2,037	2,052	▲ 15	▲0.7%	520,363	520,485	▲ 122	▲0.0%	375,179	377,902	▲ 2,723	▲0.7%	320,068	322,751	▲ 2,683	▲0.8%	316,948	319,668	▲ 2,720	▲0.9%
中部	655	650	5	0.8%	174,908	174,332	576	0.3%	127,255	127,601	▲ 346	▲0.3%	107,984	107,736	248	0.2%	107,385	107,120	265	0.2%
北陸	274	276	▲ 2	▲0.7%	58,539	58,775	▲ 236	▲0.4%	37,997	38,307	▲ 310	▲0.8%	28,420	28,554	▲ 134	▲0.5%	28,173	28,306	▲ 133	▲0.5%
近畿	990	998	▲ 8	▲0.8%	210,056	215,037	▲ 4,981	▲2.3%	153,041	153,742	▲ 701	▲0.5%	118,553	120,350	▲ 1,797	▲1.5%	117,782	119,568	▲ 1,786	▲1.5%
中国	590	600	▲ 10	▲1.7%	137,040	138,432	▲ 1,392	▲1.0%	93,016	94,346	▲ 1,330	▲1.4%	74,370	75,757	▲ 1,387	▲1.8%	73,929	75,304	▲ 1,375	▲1.8%
四国	350	349	1	0.3%	72,022	71,487	535	0.7%	56,675	56,816	▲ 141	▲0.2%	42,532	42,890	▲ 358	▲0.8%	42,438	42,795	▲ 357	▲0.8%
九州	1,179	1,179	0	0.0%	302,870	303,452	▲ 582	▲0.2%	228,177	229,232	▲ 1,055	▲0.5%	189,725	191,562	▲ 1,837	▲1.0%	188,674	190,508	▲ 1,834	▲1.0%
沖縄	207	200	7	3.5%	34,906	34,047	859	2.5%	34,364	33,405	959	2.9%	30,398	29,592	806	2.7%	30,373	29,571	802	2.7%
全国	7,220	7,244	▲ 24	▲0.3%	1,804,491	1,810,838	▲ 6,347	▲0.4%	1,317,712	1,324,218	▲ 6,506	▲0.5%	1,085,608	1,094,531	▲ 8,923	▲0.8%	1,076,661	1,085,527	▲ 8,866	▲0.8%

※新規地点群　地点群…　　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	859,723	192,838	1,052,561	888,850	198,747	1,087,597	▲ 29,127	▲3.3%	▲ 5,909	▲3.0%	▲ 35,036	▲3.2%	10.7	11.0	▲ 0.3	▲2.7%
東北	1,025,565	167,443	1,193,008	1,112,511	178,749	1,291,260	▲ 86,946	▲7.8%	▲ 11,306	▲6.3%	▲ 98,252	▲7.6%	11.3	12.1	▲ 0.8	▲6.6%
関東	4,358,802	389,950	4,748,752	4,832,929	358,353	5,191,282	▲ 474,127	▲9.8%	31,597	8.8%	▲ 442,530	▲8.5%	13.8	15.1	▲ 1.3	▲8.6%
中部	1,526,687	67,474	1,594,161	1,719,173	77,161	1,796,334	▲ 192,486	▲11.2%	▲ 9,687	▲12.6%	▲ 202,173	▲11.3%	14.2	16.0	▲ 1.8	▲11.3%
北陸	277,384	30,170	307,554	315,143	30,171	345,314	▲ 37,759	▲12.0%	▲ 1	▲0.0%	▲ 37,760	▲10.9%	9.8	11.1	▲ 1.3	▲11.7%
近畿	1,504,577	67,216	1,571,793	1,673,924	66,042	1,739,966	▲ 169,347	▲10.1%	1,174	1.8%	▲ 168,173	▲9.7%	12.8	14.0	▲ 1.2	▲8.6%
中国	922,393	37,547	959,940	1,051,139	43,934	1,095,073	▲ 128,746	▲12.2%	▲ 6,387	▲14.5%	▲ 135,133	▲12.3%	12.5	14.0	▲ 1.5	▲10.7%
四国	450,266	4,863	455,129	501,006	5,745	506,751	▲ 50,740	▲10.1%	▲ 882	▲15.4%	▲ 51,622	▲10.2%	10.6	11.7	▲ 1.1	▲9.4%
九州	2,090,525	81,026	2,171,551	2,332,074	87,237	2,419,311	▲ 241,549	▲10.4%	▲ 6,211	▲7.1%	▲ 247,760	▲10.2%	11.1	12.2	▲ 1.1	▲9.0%
沖縄	229,933	3,369	233,302	241,755	2,430	244,185	▲ 11,822	▲4.9%	939	38.6%	▲ 10,883	▲4.5%	7.6	8.2	▲ 0.6	▲7.3%
全国	13,245,855	1,041,896	14,287,751	14,668,504	1,048,569	15,717,073	▲ 1,422,649	▲9.7%	▲ 6,673	▲0.6%	▲ 1,429,322	▲9.1%	12.3	13.5	▲ 1.2	▲8.9%

当月平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌	4.9	2.3℃
仙台	9.3	2.9℃
東京	12.9	2.0℃
名古屋	12.7	1.7℃
富山	10.3	1.9℃
大阪	13	1.6℃
広島	12.6	1.1℃
高松	12.2	1.1℃
福岡	13.6	0.9℃
那覇	20	▲0.4℃
全国	12.2℃	1.5℃

参考　2023年3月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,738	26,522	216	0.8%
	商業用他	1,207	1,211	▲ 5	▲0.4%
	計	27,945	27,734	211	0.8%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	1,128,662	1,278,631	▲ 149,969	▲11.7%
	商業用他	2,468,682	2,844,835	▲ 376,153	▲13.2%
	計	3,597,344	4,123,466	▲ 526,122	▲12.8%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2023年3月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年度累計（4月-2023.3月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年度累計(4月-2023.3月)			前年同期			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年度累計(4月-2023.3月)	前年同期	増減	前年比(%)
北海道	7,247,823	1,491,359	8,739,182	7,402,977	1,511,863	8,914,840	▲ 155,154	▲2.1%	▲ 20,504	▲1.4%	▲ 175,658	▲2.0%	7.5	7.6	▲ 0.1	▲1.3%
東北	9,949,393	1,653,983	11,603,376	10,552,202	1,691,064	12,243,266	▲ 602,809	▲5.7%	▲ 37,081	▲2.2%	▲ 639,890	▲5.2%	9.1	9.5	▲ 0.4	▲4.2%
関東	40,228,358	3,437,784	43,666,142	43,116,459	3,232,369	46,348,828	▲ 2,888,101	▲6.7%	205,415	6.4%	▲ 2,682,686	▲5.8%	10.5	11.2	▲ 0.7	▲6.2%
中部	13,592,219	702,772	14,294,991	14,759,862	731,440	15,491,302	▲ 1,167,643	▲7.9%	▲ 28,668	▲3.9%	▲ 1,196,311	▲7.7%	10.5	11.5	▲ 1.0	▲8.7%
北陸	2,604,685	327,685	2,932,370	2,826,177	325,392	3,151,569	▲ 221,492	▲7.8%	2,293	0.7%	▲ 219,199	▲7.0%	7.7	8.2	▲ 0.5	▲6.1%
近畿	13,291,802	678,786	13,970,588	14,393,913	685,567	15,079,480	▲ 1,102,111	▲7.7%	▲ 6,781	▲1.0%	▲ 1,108,892	▲7.4%	9.3	10.0	▲ 0.7	▲7.0%
中国	8,199,969	382,369	8,582,338	9,074,911	393,527	9,468,438	▲ 874,942	▲9.6%	▲ 11,158	▲2.8%	▲ 886,100	▲9.4%	9.2	10.0	▲ 0.8	▲8.0%
四国	4,198,320	69,024	4,267,344	4,601,082	71,997	4,673,079	▲ 402,762	▲8.8%	▲ 2,973	▲4.1%	▲ 405,735	▲8.7%	8.2	8.9	▲ 0.7	▲7.9%
九州	18,861,331	969,887	19,831,218	20,411,077	1,024,976	21,436,053	▲ 1,549,746	▲7.6%	▲ 55,089	▲5.4%	▲ 1,604,835	▲7.5%	8.3	8.9	▲ 0.6	▲6.7%
沖縄	2,163,938	36,923	2,200,861	2,204,686	28,025	2,232,711	▲ 40,748	▲1.8%	8,898	31.8%	▲ 31,850	▲1.4%	6.0	6.2	▲ 0.2	▲3.2%
全国	120,337,838	9,750,572	130,088,410	129,343,346	9,696,220	139,039,566	▲ 9,005,508	▲7.0%	54,352	0.6%	▲ 8,951,156	▲6.4%	9.3	9.9	▲ 0.6	▲6.1%

2022年度累計(4月-2023.3月) 平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	10.2	0.0℃
仙台	13.9	0.5℃
東京	16.8	0.6℃
名古屋	17.3	0.9℃
富山	15.5	0.8℃
大阪	17.8	0.6℃
広島	17.4	0.6℃
高松	17.6	0.7℃
福岡	18.3	0.5℃
那覇	23.8	0.2℃
全国	16.9	0.5

参考　2022年度(4月-2023.3月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当年4月－2023.3月	前年同期	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	319,778	317,349	2,429	0.8%
	商業用他	14,440	14,428	13	0.1%
	計	334,218	331,777	2,442	0.7%

		当年4月－2023.3月	前年同期	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	9,340,156	9,914,091	▲ 573,935	▲ 5.8%
	商業用他	30,899,295	31,233,540	▲ 334,245	▲ 1.1%
	計	40,239,451	41,147,631	▲ 908,180	▲ 2.2%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年10月～2023年3月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2023/7/5

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	4,586,353	990,115	5,576,468	4,541,728	975,382	5,517,110	44,625	1.0%	14,733	1.5%	59,358	1.1%	9.5	9.3	0.2	2.2%
東北	5,599,683	941,037	6,540,720	5,977,826	982,148	6,959,974	▲ 378,143	▲6.3%	▲ 41,111	▲4.2%	▲ 419,254	▲6.0%	10.3	10.8	▲ 0.5	▲4.6%
関東	23,577,945	2,022,916	25,600,861	25,458,325	1,899,495	27,357,820	▲ 1,880,380	▲7.4%	123,421	6.5%	▲ 1,756,959	▲6.4%	12.4	13.3	▲ 0.9	▲6.8%
中部	8,150,057	389,220	8,539,277	8,850,788	431,258	9,282,046	▲ 700,731	▲7.9%	▲ 42,038	▲9.7%	▲ 742,769	▲8.0%	12.6	13.8	▲ 1.2	▲8.7%
北陸	1,500,235	175,599	1,675,834	1,623,075	175,023	1,798,098	▲ 122,840	▲7.6%	576	0.3%	▲ 122,264	▲6.8%	8.9	9.5	▲ 0.6	▲6.3%
近畿	7,856,848	365,158	8,222,006	8,460,697	374,222	8,834,919	▲ 603,849	▲7.1%	▲ 9,064	▲2.4%	▲ 612,913	▲6.9%	11.1	11.8	▲ 0.7	▲5.9%
中国	4,954,396	218,546	5,172,942	5,439,302	234,290	5,673,592	▲ 484,906	▲8.9%	▲ 15,744	▲6.7%	▲ 500,650	▲8.8%	11.1	12.0	▲ 0.9	▲7.5%
四国	2,456,284	34,333	2,490,617	2,678,186	38,726	2,716,912	▲ 221,902	▲8.3%	▲ 4,393	▲11.3%	▲ 226,295	▲8.3%	9.6	10.4	▲ 0.8	▲7.7%
九州	11,170,287	491,924	11,662,211	12,037,402	534,490	12,571,892	▲ 867,115	▲7.2%	▲ 42,566	▲8.0%	▲ 909,681	▲7.2%	9.8	10.5	▲ 0.7	▲6.7%
沖縄	1,194,457	18,317	1,212,774	1,233,868	14,452	1,248,320	▲ 39,411	▲3.2%	3,865	26.7%	▲ 35,546	▲2.8%	6.6	7.0	▲ 0.4	▲5.7%
全国	71,046,545	5,647,165	76,693,710	76,301,197	5,659,486	81,960,683	▲ 5,254,652	▲6.9%	▲ 12,321	▲0.2%	▲ 5,266,973	▲6.4%	11.0	11.7	▲ 0.7	▲6.0%

当月平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌		0.0℃
仙台		0.0℃
東京		0.0℃
名古屋		0.0℃
富山		0.0℃
大阪		0.0℃
広島		0.0℃
高松		0.0℃
福岡		0.0℃
那覇		0.0℃
全国	#DIV/0!	0.0℃

参考　2022年10月～3月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	160,111	158,796	219	0.1%
	商業用他	7,230	7,238	▲ 1	▲0.0%
	計	167,341	166,034	218	0.1%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	5,826,756	6,249,287	▲ 70,422	▲1.1%
	商業用他	15,691,639	16,783,618	▲ 181,997	▲1.1%
	計	21,518,394	23,032,905	▲ 252,418	▲1.1%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年10月～2023年3月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2023年累計（1月-3月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2023年累計（1月-3月）			前年同月累計			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2023年累計（1月-3月）	前年同月累計	増減	前年比（%）
北海道	2,897,679	643,532	3,541,211	2,889,561	639,739	3,529,300	8,118	0.3%	3,793	0.6%	11,911	0.3%	18.1	17.8	0.3	1.7%
東北	3,302,090	577,241	3,879,331	3,536,813	606,051	4,142,864	▲ 234,723	▲6.6%	▲ 28,810	▲4.8%	▲ 263,533	▲6.4%	18.2	19.2	▲ 1.0	▲5.2%
関東	14,577,052	1,279,417	15,856,469	15,817,746	1,166,031	16,983,777	▲ 1,240,694	▲7.8%	113,386	9.7%	▲ 1,127,308	▲6.6%	23.0	24.7	▲ 1.7	▲6.9%
中部	5,083,932	226,442	5,310,374	5,590,420	249,687	5,840,107	▲ 506,488	▲9.1%	▲ 23,245	▲9.3%	▲ 529,733	▲9.1%	23.7	26.1	▲ 2.4	▲9.2%
北陸	925,576	97,600	1,023,176	1,007,325	97,930	1,105,255	▲ 81,749	▲8.1%	▲ 330	▲0.3%	▲ 82,079	▲7.4%	16.4	17.7	▲ 1.3	▲7.3%
近畿	4,957,317	208,720	5,166,037	5,337,527	211,926	5,549,453	▲ 380,210	▲7.1%	▲ 3,206	▲1.5%	▲ 383,416	▲6.9%	21.0	22.3	▲ 1.3	▲5.8%
中国	3,108,420	135,050	3,243,470	3,393,265	144,570	3,537,835	▲ 284,845	▲8.4%	▲ 9,520	▲6.6%	▲ 294,365	▲8.3%	20.9	22.5	▲ 1.6	▲7.1%
四国	1,508,233	18,831	1,527,064	1,635,692	21,465	1,657,157	▲ 127,459	▲7.8%	▲ 2,634	▲12.3%	▲ 130,093	▲7.9%	17.7	19.1	▲ 1.4	▲7.3%
九州	6,976,734	268,241	7,244,975	7,540,016	282,405	7,822,421	▲ 563,282	▲7.5%	▲ 14,164	▲5.0%	▲ 577,446	▲7.4%	18.4	19.7	▲ 1.3	▲6.6%
沖縄	724,281	9,203	733,484	744,206	7,383	751,589	▲ 19,925	▲2.7%	1,820	24.7%	▲ 18,105	▲2.4%	11.9	12.6	▲ 0.7	▲5.6%
全国	44,061,314	3,464,277	47,525,591	47,492,571	3,427,187	50,919,758	▲ 3,431,257	▲7.2%	37,090	1.1%	▲ 3,394,167	▲6.7%	20.4	21.8	▲ 1.4	▲6.4%

2023年累計（1月-3月）平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	-0.7	0.2℃
仙台	4.8	1.5℃
東京	8.6	1.6℃
名古屋	8.1	1.6℃
富山	6.1	1.9℃
大阪	8.8	1.3℃
広島	8.4	1.2℃
高松	8.3	1.1℃
福岡	9.9	1.3℃
那覇	18.8	0.4℃
全国	8.1	1.2℃

参考　2023年(1月－3月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当年1月－3月	前年同期	増減	前年比（%）
お客さま件数（千戸）	家庭用	80,153	79,485	668	0.8%
	商業用他	3,623	3,632	▲ 9	▲0.3%
	計	83,776	83,117	659	0.8%

		当年1月－3月	前年同期	増減	前年比（%）
ガス販売量（千㎥）	家庭用	3,721,454	4,048,861	▲ 327,407	▲ 8.1%
	商業用他	8,166,606	8,993,936	▲ 827,329	▲ 9.2%
	計	11,888,061	13,042,797	▲ 1,154,736	▲ 8.9%

（41.8605MJ=1万kcal換算）　（41.8605MJ=1万kcal換算）

2023年度
第2回業務委員会
資料№10-2(参考)

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和５年３月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和５年３月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１４，２８７，７５１㎥となり、対前年同月比９０．９％、調定数は、対前年同月比９９．２％、平均販売量は、対前年同月比９１．７％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２２０（対前月より７地点群増加、対前年同月比９９．７％）、１，８０４，４９１（対前月より７４９地点増加、対前年同月比９９．６％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３１７，７１２個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，０８５，６０８件（対前年同月比９９．２％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３０６，０７４個、調定数は、１，０７６，６６１件である。
メーター取付数は、全体で対前月７３６個の増加（対前月比１００．１％）、調定数は、対前月１，３６５件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１４，２８７，７５１㎥で、そのうち家庭用は、１３，２４５，８５５㎥（構成比９２．７％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2022年3月	2023年3月	対前年同月比
			%	%	m^3／月	m^3／月	%
2023000303	202303	北海道局	96.72	96.78	13.21	12.91	97.8
2023000303	202303	東北局	92.18	92.39	13.89	12.96	93.32
2023000303	202303	関東局	90.19	91.48	16.08	14.84	92.24
2023000303	202303	中部局	88.8	88.75	16.67	14.76	88.54
2023000303	202303	北陸支局	88.02	89.07	12.09	10.82	89.48
2023000303	202303	近畿局	89.88	90.33	14.46	13.26	91.7
2023000303	202303	中国局	87.75	87.66	14.46	12.91	89.29
2023000303	202303	四国局	89.87	89.81	11.82	10.7	90.57
2023000303	202303	九州局	89.64	89.76	12.63	11.45	90.63
2023000303	202303	沖縄局	95.11	95.54	8.25	7.67	93.01
2023000303	202303	全　国	90.3	90.91	14.36	13.16	91.65

ガス事業生産動態統計集計表(令和5年3月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	597	2,037	655	274	990	590	350	1,179	207			7,220
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	140,937	152,850	520,363	174,908	58,539	210,056	137,040	72,022	302,870	34,906			1,804,491
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,854,502	5,848	6,860,350
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	2,391,145	2,625,832	9,628,355	3,335,369	663,745	3,198,160	1,995,459	1,039,025	4,755,439	467,486	30,049,162	50,853	30,100,015
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	57,952	0	0	0	0	0	0	0			57,952
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	13,007,479	42,590	13,050,069
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	219,070	−2,556	216,514
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,123,656	8,410	7,132,066
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,204	112,063	371,281	126,530	37,621	152,094	92,476	56,516	226,960	34,329			1,306,074
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,461	0	0	0	0	0	0	0			3,461
		調定数	個	80,184	90,775	316,948	107,385	28,173	117,782	73,929	42,438	188,674	30,373			1,076,661
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,982	0	0	0	0	0	0	0			2,982
	商業用	取付数	個	1,551	1,368	3,503	559	284	690	276	136	670	20			9,057
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	919	1,004	2,775	463	174	568	220	75	602	15			6,815
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	492	330	395	166	92	257	264	23	547	15			2,581
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	397	279	345	136	73	203	221	19	449	10			2,132
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,247	113,761	375,179	127,255	37,997	153,041	93,016	56,675	228,177	34,364			1,317,712
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,478	0	0	0	0	0	0	0			3,478
		調定数	個	81,500	92,058	320,068	107,984	28,420	118,553	74,370	42,532	189,725	30,398			1,085,608
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,999	0	0	0	0	0	0	0			2,999
生産量	家庭用		m^3	859,723	1,025,565	4,358,802	1,526,687	277,384	1,504,577	922,393	450,266	2,090,525	229,933			13,245,855
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	65,325	0	0	0	0	0	0	0			65,325
	商業用		m^3	71,177	112,682	321,444	51,797	13,013	38,474	13,094	2,746	34,208	3,355			661,990
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	2,056	0	0	0	0	0	0	0			2,056
	その他		m^3	121,661	54,761	68,506	15,677	17,157	28,742	24,453	2,117	46,818	14			379,906
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	1,052,561	1,193,008	4,748,752	1,594,161	307,554	1,571,793	959,940	455,129	2,171,551	233,302			14,287,751
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	67,381	0	0	0	0	0	0	0			67,381

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和５年４月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和５年４月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１２，７２２，４６５㎥となり、対前年同月比９０．４％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比９１．２％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２１６（対前月より４地点群減少、対前年同月比９９．７％）、１，８０１，７９５（対前月より２，６９６地点減少、対前年同月比９９．５％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３１７，２６６個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，０８５，８１９件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３０５，６０９個、調定数は、１，０７６，８６３件である。
メーター取付数は、全体で対前月４４６個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月２１１件の増加（対前月比１００．０％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１２，７２２，４６５㎥で、そのうち家庭用は、１１，９１８，３３５㎥（構成比９３．７％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2022年4月	2023年4月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2023000404	202304	北海道局	94.24	92.91	11.16	10.48	93.96
2023000404	202304	東北局	89.7	89.8	12.93	11.74	90.76
2023000404	202304	関東局	87.45	88.29	14.75	13.13	89.02
2023000404	202304	中部局	91.87	91.66	14.36	13.15	91.57
2023000404	202304	北陸支局	88.65	88.88	11.13	9.98	89.65
2023000404	202304	近畿局	91.17	91.13	13.05	12.09	92.63
2023000404	202304	中国局	90.16	90.27	12.47	11.46	91.92
2023000404	202304	四国局	91.02	90.92	10.7	9.87	92.21
2023000404	202304	九州局	92	92.04	11.1	10.32	92.97
2023000404	202304	沖縄局	97.17	97.57	7.51	7.12	94.87
2023000404	202304	全　国	90.15	90.35	12.85	11.72	91.16

ガス事業生産動態統計集計表(令和５年４月分) 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	342	597	2,035	654	273	989	589	350	1,178	209			7,216
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,027	152,658	520,106	174,830	58,418	209,867	135,062	72,022	302,739	35,066			1,801,795
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,885,597	8,410	6,894,007
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	1,890,685	2,154,868	7,899,186	2,610,962	550,899	2,528,853	1,549,716	883,877	3,801,467	400,267	24,236,196	34,584	24,270,780
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	52,974	0	0	0	0	0	0	0			52,974
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	11,259,930	43,365	11,303,295
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	430,203	7,184	437,387
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,839,785	4,517	6,844,302
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,085	112,186	371,063	126,491	37,526	151,986	92,428	56,490	226,870	34,484			1,305,609
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,461	0	0	0	0	0	0	0			3,461
		調定数	個	80,159	90,895	317,080	107,331	28,195	117,558	73,938	42,419	188,806	30,482			1,076,863
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,982	0	0	0	0	0	0	0			2,982
	商業用	取付数	個	1,549	1,364	3,545	559	283	680	273	136	666	20			9,075
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	915	1,002	2,810	465	174	556	219	75	597	15			6,828
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	492	330	400	166	92	257	263	23	544	15			2,582
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	396	279	350	138	73	194	220	18	450	10			2,128
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,126	113,880	375,008	127,216	37,901	152,923	92,964	56,649	228,080	34,519			1,317,266
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,478	0	0	0	0	0	0	0			3,478
		調定数	個	81,470	92,176	320,240	107,934	28,442	118,308	74,377	42,512	189,853	30,507			1,085,819
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,999	0	0	0	0	0	0	0			2,999
生産量 (販売量)	家庭用		m^3	719,388	960,153	3,896,984	1,366,754	258,477	1,371,795	825,553	415,114	1,889,828	214,289			11,918,335
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	58,643	0	0	0	0	0	0	0			58,643
	商業用		m^3	53,329	83,966	251,861	42,842	12,619	37,732	11,059	2,666	32,369	2,937			531,380
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	1,100	0	0	0	0	0	0	0			1,100
	その他		m^3	81,224	37,904	55,484	9,475	12,695	20,655	15,910	1,822	37,567	14			272,750
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	853,941	1,082,023	4,204,329	1,419,071	283,791	1,430,182	852,522	419,602	1,959,764	217,240			12,722,465
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	59,743	0	0	0	0	0	0	0			59,743